

第2期 伊那市子ども・子育て支援事業計画

〈令和2年度～令和6年度〉



令和2年3月

長野県伊那市

はじめに

本市では、平成 31 年（2019 年）3 月に定めた第 2 次伊那市総合計画により、伊那市の将来像を「未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市」として、「生きがい」「働きがい」があり、暮らしやすく平和で希望に満ちた伊那市の実現を目指し、保育料の独自軽減など子育て世帯に対する支援策や、安心して子育てできるための相談体制の構築をはじめとする様々な課題に取り組んでまいりました。

全国的にも人口減少と少子高齢化が急速に進行する現代で、本市が持続的な社会を創出するためには、本市の特徴でもある、南アルプスや中央アルプスなどの雄大な山々に抱かれ、春の桜、夏の緑、秋の紅葉、冬の雪景色など、四季折々の景観の中で、自然と先人のたゆみない努力によって築かれた歴史・文化・伝統に新たな価値を見出し、地域の資源に磨きをかけて、新たな躍動の風を吹き込み、暮らしやすく平和で希望に満ちたまちづくりを推進し、若者の移住定住や、働きやすい環境づくりに活かしていくことが重要と考えます。

このたび策定した第 2 期伊那市子ども・子育て支援事業計画では、安心して妊娠・出産・子育てができる体制を整備するとともに、子どもと親が心身ともに健康で穏やかな生活を送ることができるよう、育児支援・相談体制の充実を図り、地域の自然を活かした「遊びの中から学ぶ保育」の実践、社会の変化に対応した「青少年健全育成と家庭教育」の充実など、「生きる力のある子ども」を育てるための子育て・保育環境の整備を進めるとともに、社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、市民や地域の多様な主体の参画による地域共生社会の実現を目指します。

本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました子ども・子育て審議会の委員をはじめ、アンケートなどを通じて貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、市議会及び関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 2 年（2020 年）3 月

伊那市長 白鳥 孝

【目次】

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 法的な位置づけ	2
(2) 計画体系における位置づけ	3
3 計画の期間	4
第2章 子どもと子育てにかかる現状	
1 子どもをめぐる状況	5
(1) 急速な少子化の進行	5
2 伊那市の子どもと家庭の状況	10
(1) 伊那市の人口・世帯の状況	10
(2) 保育園・幼稚園・認定こども園の入園状況	13
(3) 働く女性と働く男性の状況	15
第3章 計画の基本的方向	
1 目標	19
2 目標達成に向けた基本方針	19
3 基本方針別の施策の体系	20
4 基本方針別の課題と施策の展開	21
(1) 基本方針1 「子どもが健やかに育つ子育て支援」	21
(2) 基本方針2 「乳幼児保育と幼児教育の充実」	27
(3) 基本方針3 「青少年健全育成と家庭教育の充実」	31
5 教育・保育提供区域の設定	34
6 「量の見込み」と「確保方策」	35
第4章 計画の推進	
1 点検、評価	50
2 推進体制	50

【表紙】 シンボルツリーの絵

伊那北保育園児作「みんなあつまれ とちの木へ」

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

- 国では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、障害、疾病、虐待及び貧困等の社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保証することを目指しています。これを踏まえ、長野県及び本市はそれぞれ平成27年度（2015年度）からを1期とする子ども・子育て支援事業計画を定めました。

わが国の子育てをとりまく環境では、未婚率の増加及び晩婚化等の社会情勢を背景に長らく出生率の減少が続いていました。しかし、これまでの計画に基づく取組により、ここ数年は出生率を微増に転じさせています。また、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、全国的な待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少等、子育て家庭や子どもたちの育ちをめぐる環境が変化しています。こうした問題に対応するためには、妊娠、出産期からの切れ目のない支援と、乳幼児期からの質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

また、第2次伊那市総合計画において、人口減少、過疎化、少子化の進行を特に大きな問題としてとらえています。若者の移住定住促進、就労支援、企業誘致等に対して、子育て支援の面からも計画的に連携することで、結果的に子どもの減少に歯止めをかける一助になると考えます。二つのアルプスに囲まれた豊かな自然環境の中で、子どもたちがいきいきと育ち、子どもも親も地域も安心と喜びを感じ、将来への希望を持てる伊那市を目指します。

こうした中、本市では、第1期計画により、こうした子育て支援の数々に取り組んできましたが、終期が令和元年度（2019年度）であることから、第1期計画の成果を引き継ぐとともに、平成30年度に実施した「伊那市子育てニーズ調査報告書」の結果を踏まえながら、時代の変化や新たな課題に的確に対応した量的拡充と質的改善を図り、継続的な子育て支援の展望を示すために、令和2年度（2020年度）を始期とする第2期計画を改めて作成するものです。

※「子ども」の定義

子ども・子育て支援法第6条では、「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいうものとしている。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

子ども・子育て支援法（抜粋）

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針※に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

※ 国の基本指針

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

※ 関係資料

ア 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年1月20日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）

イ 子育て安心プラン（平成29年6月2日公表）

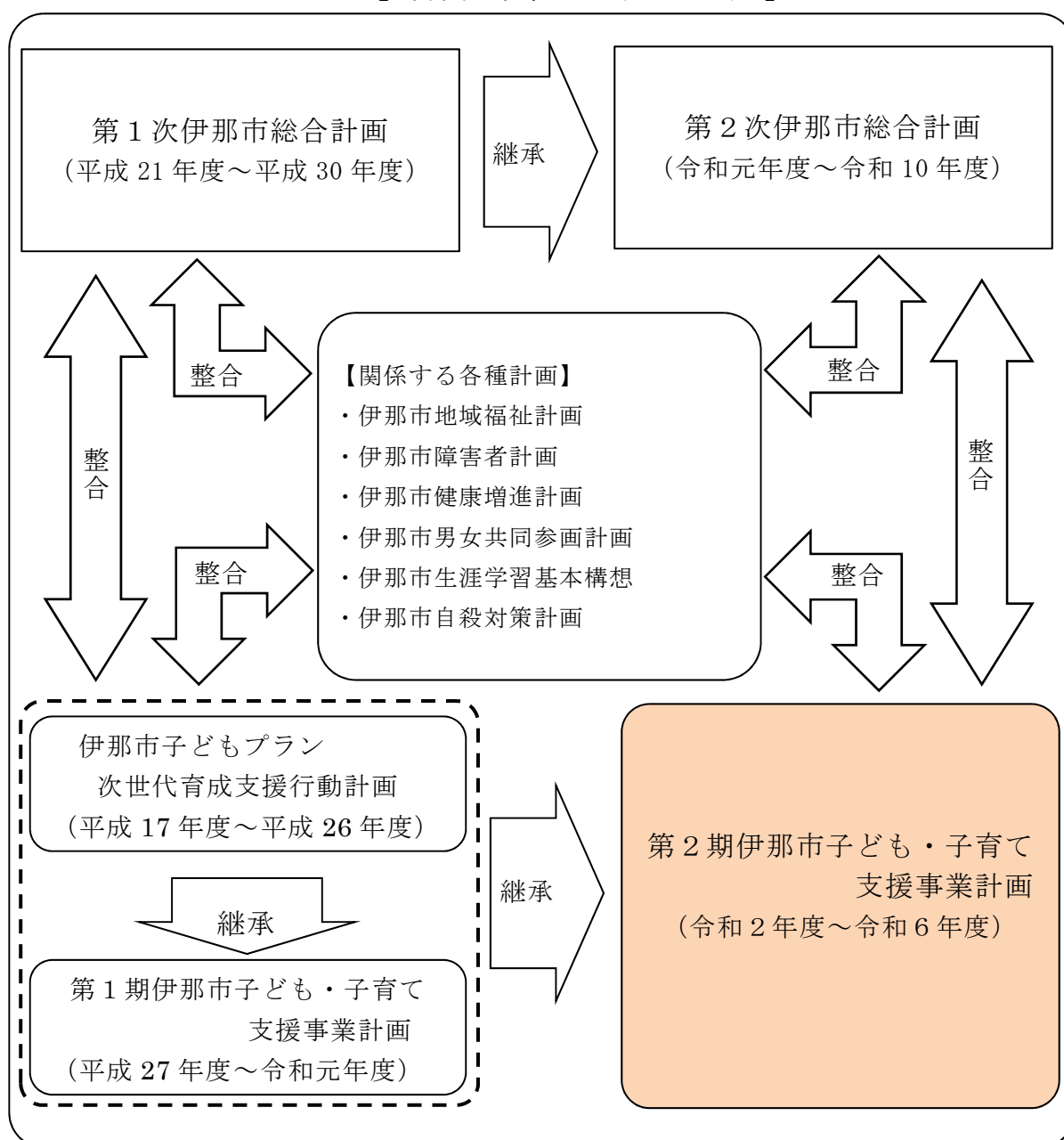
ウ 市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方【改訂版】（平成31年4月23日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）

(2) 計画体系における位置づけ

- 本計画は、令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの「第2次伊那市総合計画」の「Ⅲ 基本計画」における子ども・子育てに関する分野の個別計画「第3節 子育てを支え、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくり」に位置づけられる計画です。

計画の策定及び推進にあたっては、「伊那市地域福祉計画」、「伊那市障害者計画」、「伊那市健康増進計画」、「伊那市男女共同参画計画」のほか、「伊那市生涯学習基本構想」等の関連諸計画と調和するものとします。

【 計画の位置づけ(イメージ) 】



3 計画の期間

○ この計画は、「子ども・子育て支援法」により、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とします。

なお、中間評価等により計画内容と実態に乖離が生じた場合は、中間期において計画の見直しを行うものとします。

関連計画	年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
第2次総合計画	基本構想	← 10か年 (R1~R10) →											
	基本計画	← 5か年 (R1~R5) →					← 5か年 (R6~R10) →						
第2期 子ども・子育て支援事業計画		← 5か年 (R2~R6) →											
関連計画													
地域福祉計画													
障害者計画													
健康増進計画													
男女共同参画計画													
生涯学習基本構想													
自殺対策計画													

※ 第1期の計画期間は平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの5年間でした。

第2章 子どもと子育てにかかる現状

1 子どもをめぐる状況

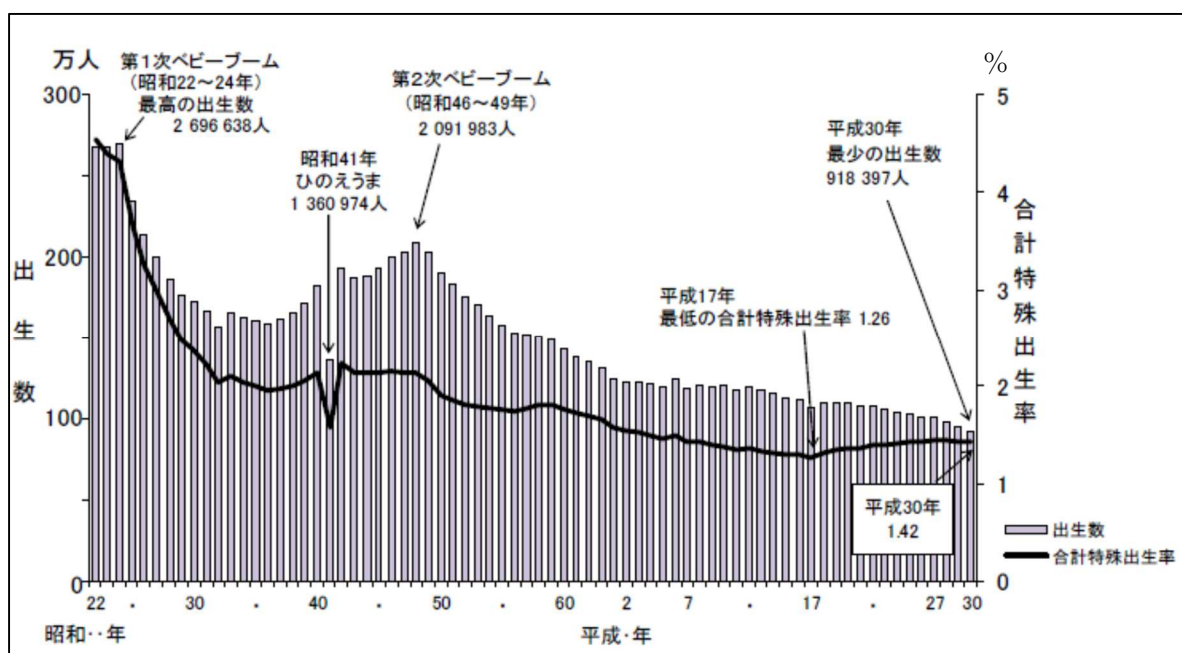
(1) 急速な少子化の進行

ア 我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人でしたが、昭和50年（1975年）に200万人を割り込み、それ以降毎年減少し続けました。

平成3年（1991年）以降は、増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向が続き、平成30年（2018年）の出生数は、91万8397人と前年から2万7668人減少しています。

少子化の進行は、経済面では労働力人口の減少を要因とする経済成長への影響を、社会面では、人口構造の変化をもたらし、医療・介護・年金等の社会保障制度の維持に影響を与えることが懸念されています。

■ 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



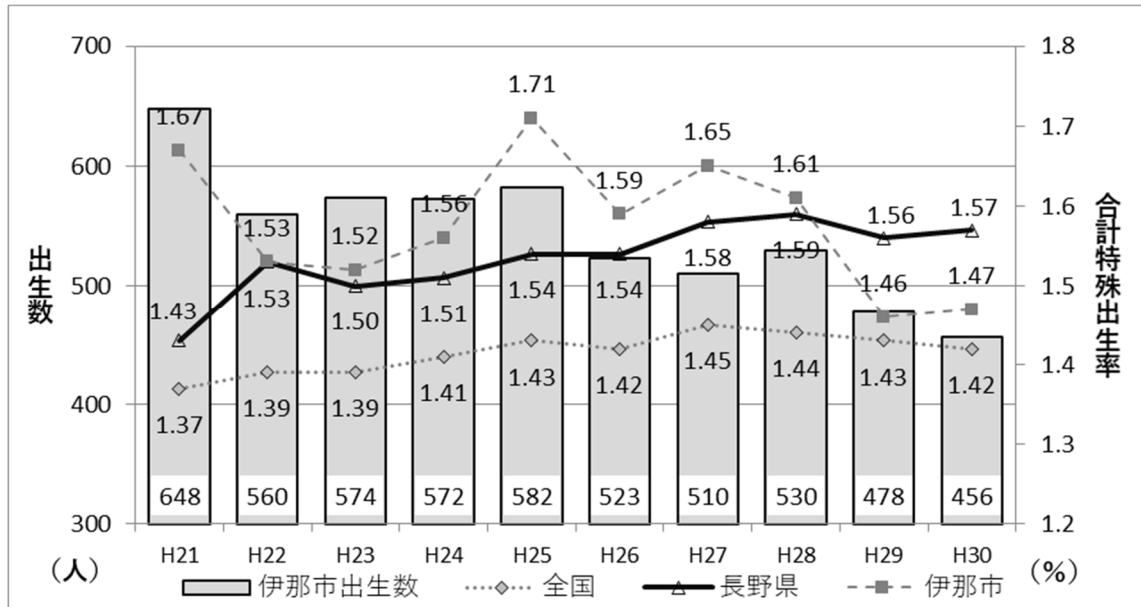
資料：厚生労働省「人口動態統計」

※ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（その年齢の女性の人口に対する出生数の割合）を合計したもので、日本の人口が均衡を保つための出生率（人口置換水準）は、およそ2.07とされています。

イ 本市の年間の出生数は減少傾向を示しています。合計特殊出生率では、全国平均より高い傾向でしたが、平成29年（2017年）には1.46と全国平均並みに下がり、今後はおよそ1.50前後で横ばいに推移すると予想しています。

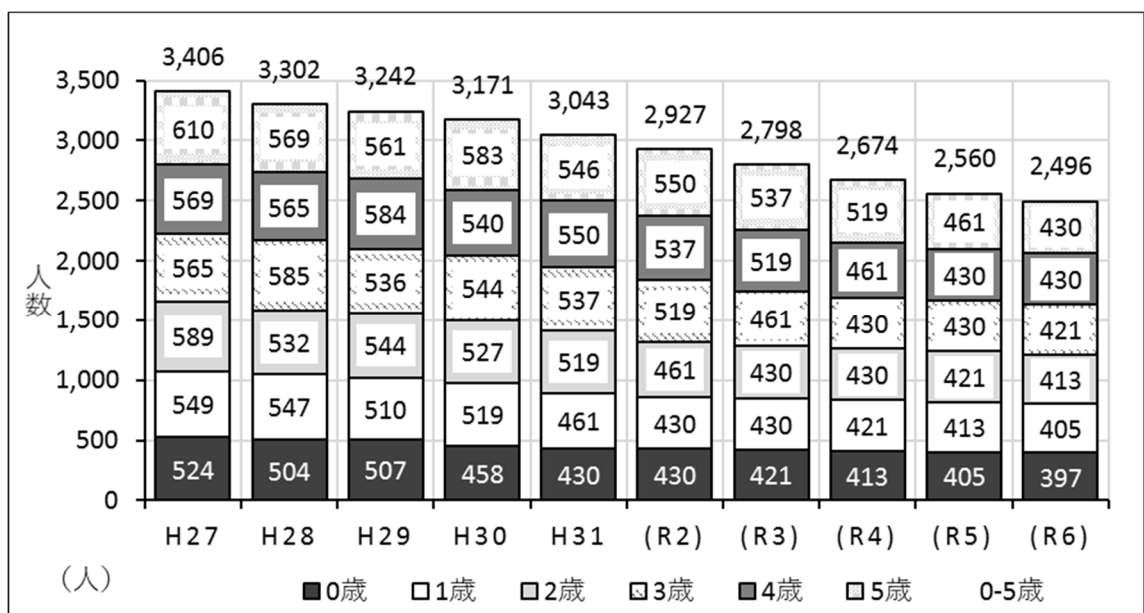
■ 出生数（伊那市）及び合計特殊出生率の年次推移



資料：厚生労働省 長野県伊那保健福祉事務所 伊那市

ウ 本市の0歳児～5歳児の人口は減少しており、令和2年度以降も減少が続くと推測されます。

■ 子どもの人口の推移と推計（伊那市）

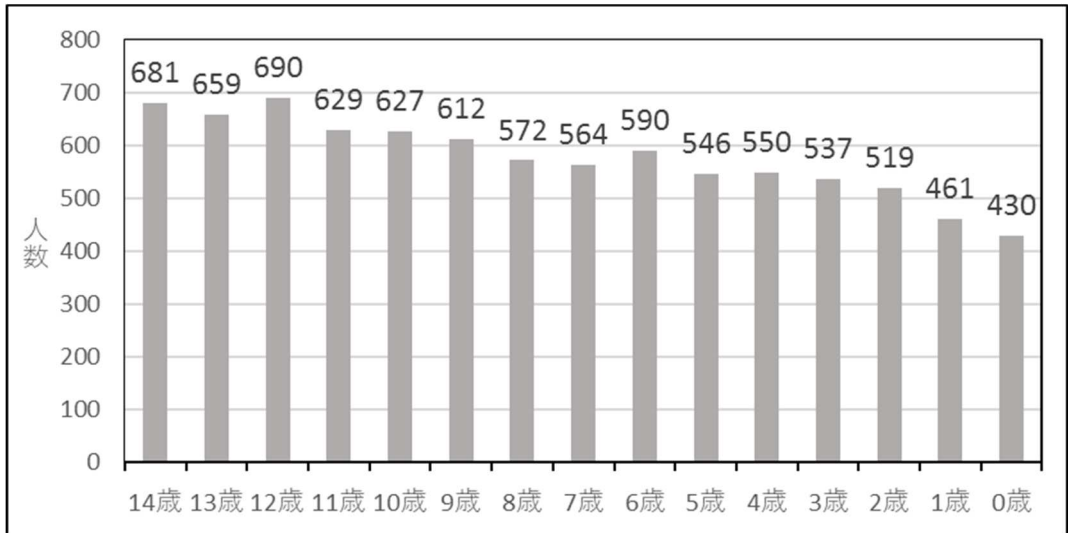


資料：伊那市住民基本台帳（各年4月1日時点）

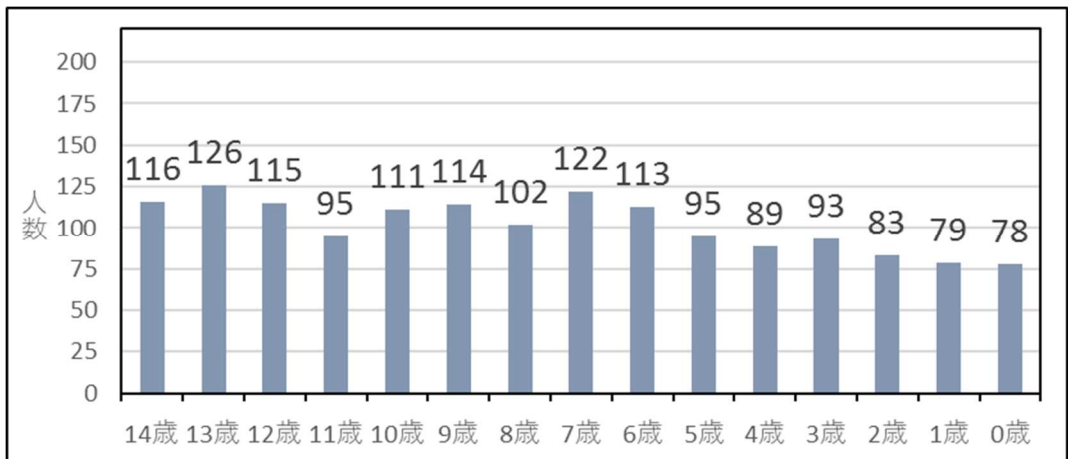
エ 伊那市の地区別の年齢人口（平成31年4月1日時点）

住民基本台帳による14歳未満の年齢別人口は次のとおりです。

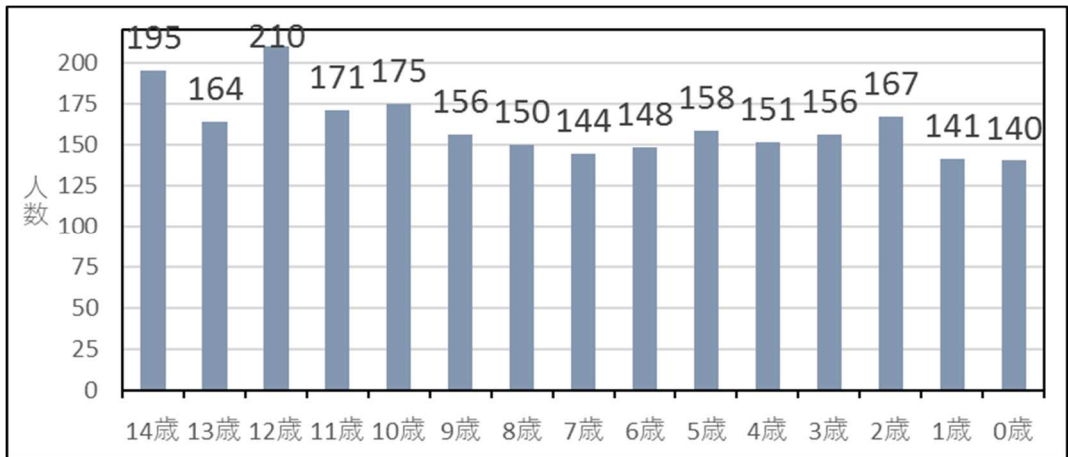
① 伊那市全体



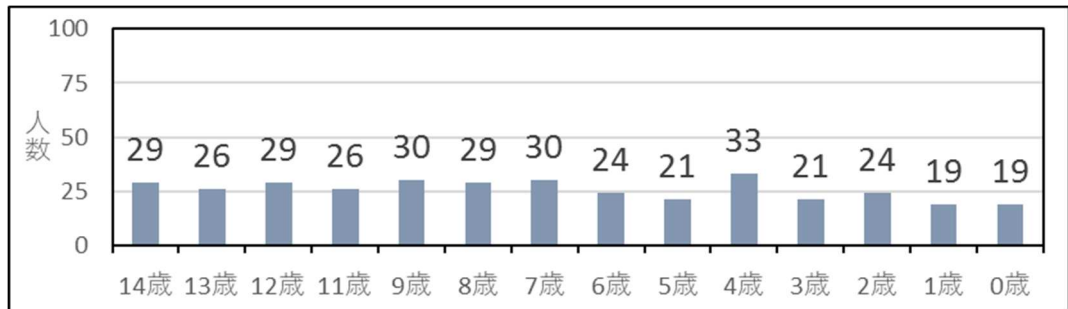
② 竜西地区



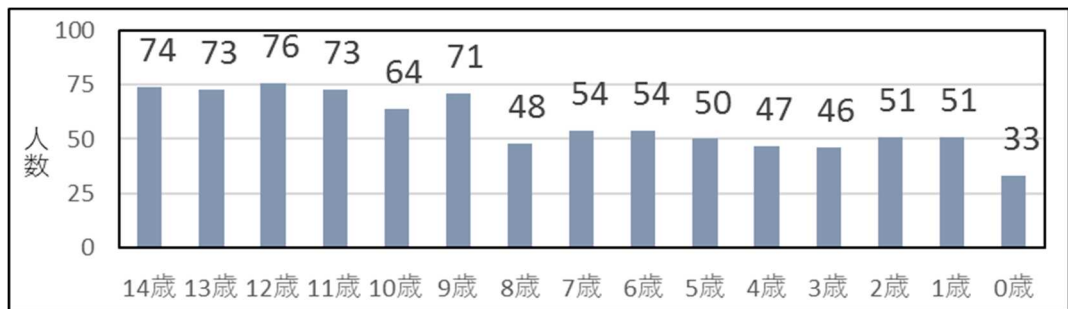
③ 竜東地区



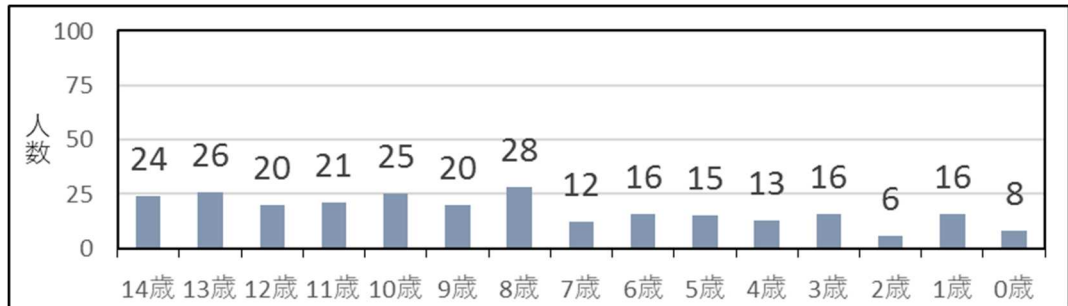
④ 富県地区



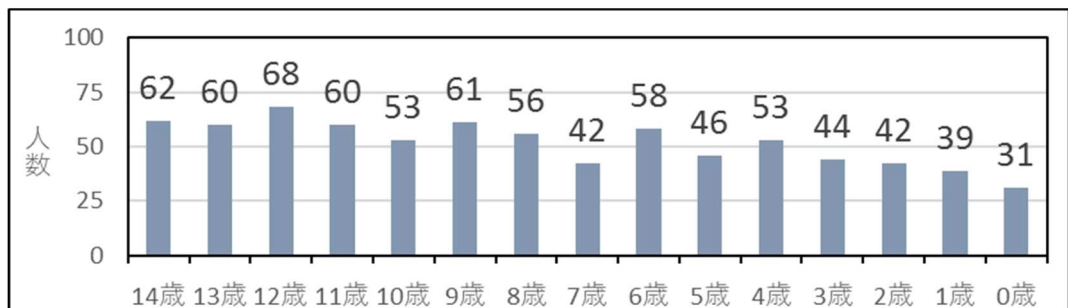
⑤ 美郷地区



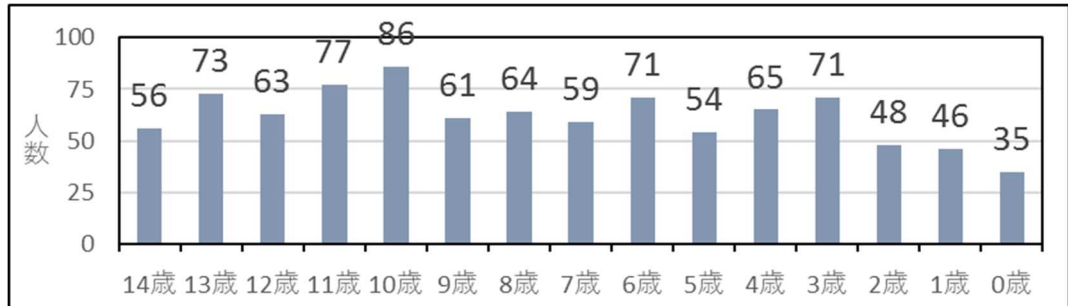
⑥ 手良地区



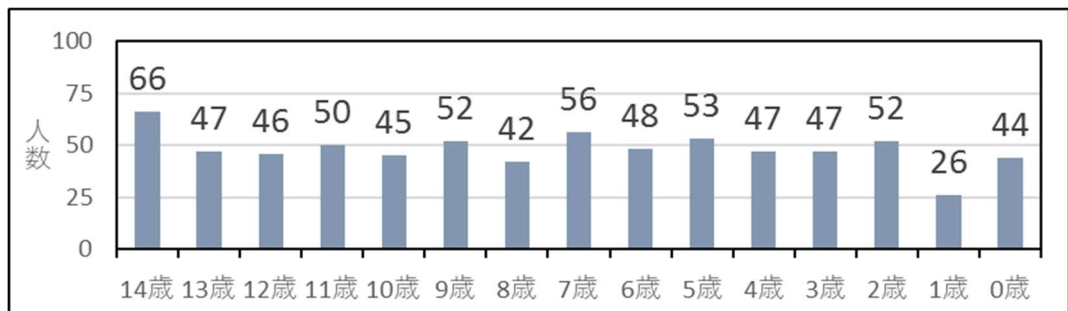
⑦ 東春近地区



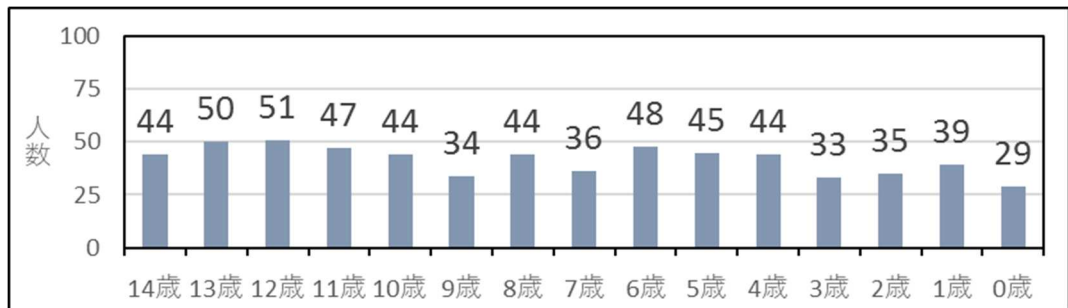
⑧ 西箕輪地区



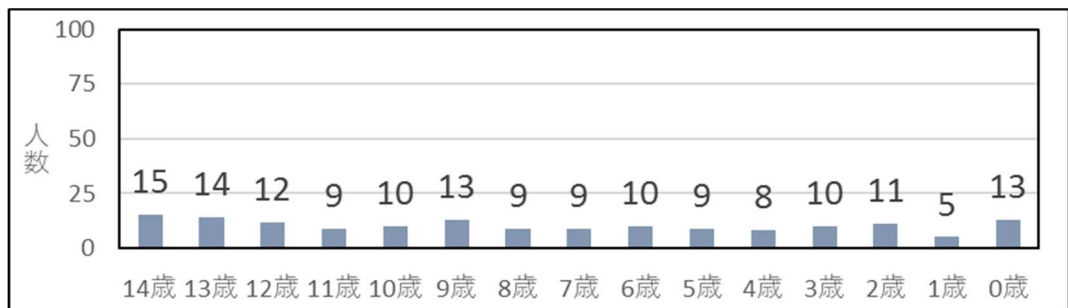
⑨ 西春近地区



⑩ 高遠地区



⑪ 長谷地区



2 伊那市の子どもと家庭の状況

(1) 伊那市の人口・世帯の状況

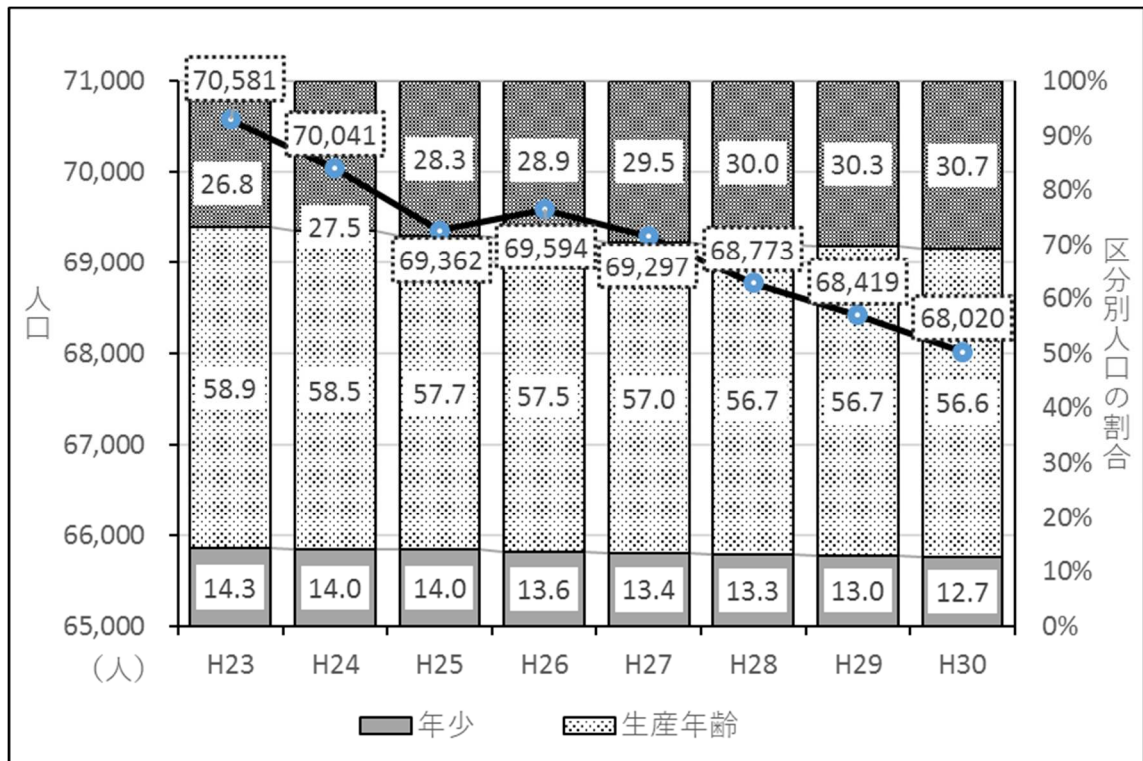
ア 人口

本市の人口は、減少を続けています。

年齢3区分別人口の推移をみると、特に15歳未満の年少人口は減少が続
き、65歳以上の老年人口は増加が続いています。

年次	年齢3区分別人口（伊那市）						
	総数	年少人口 （0～14歳）		生産年齢人口 （15～64歳）		老年人口 （65歳以上）	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合
H23	70,581	10,117	14.3	41,553	58.9	18,911	26.8
H24	70,041	9,815	14.0	40,966	58.5	19,260	27.5
H25	69,362	9,696	14.0	40,012	57.7	19,654	28.3
H26	69,594	9,460	13.6	40,009	57.5	20,125	28.9
H27	69,297	9,291	13.4	39,530	57.0	20,476	29.5
H28	68,773	9,123	13.3	39,019	56.7	20,631	30.0
H29	68,419	8,894	13.0	38,783	56.7	20,742	30.3
H30	68,020	8,667	12.7	38,471	56.6	20,882	30.7

■ 区分別人口と割合

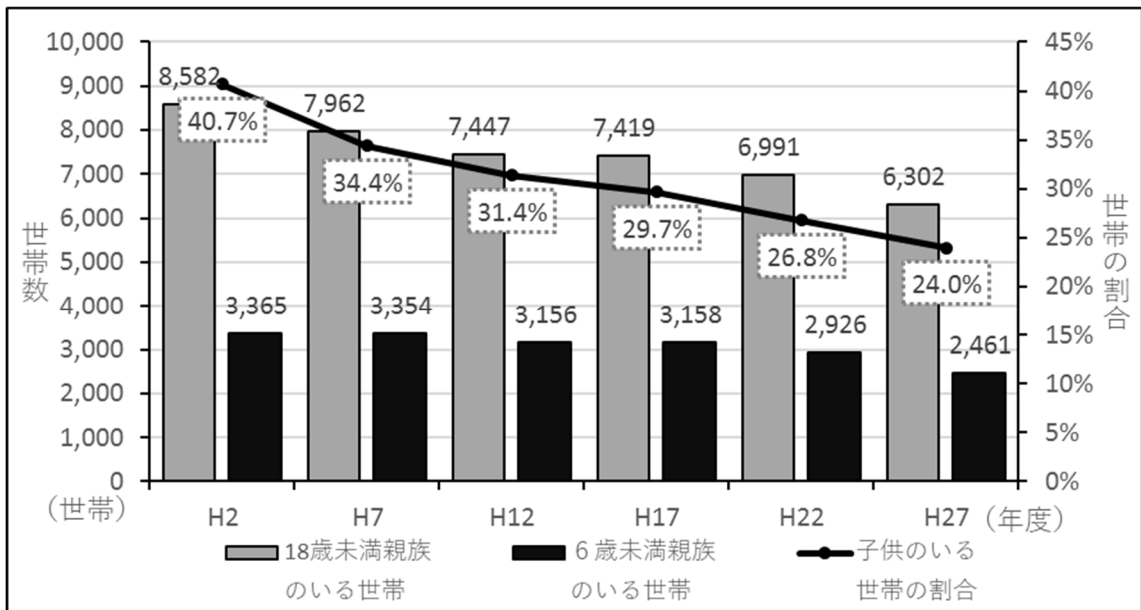


資料：長野県毎月人口異動調査

イ 子どものいる世帯の状況

子どものいる一般世帯数は子どもの人口の減少に伴い減少傾向にあります。子どものいる一般世帯の割合についても年々低下しており、平成27年度(2015年度)には24.0%となり、4世帯に1世帯を下回りました。

■子どものいる世帯数の推移(伊那市)

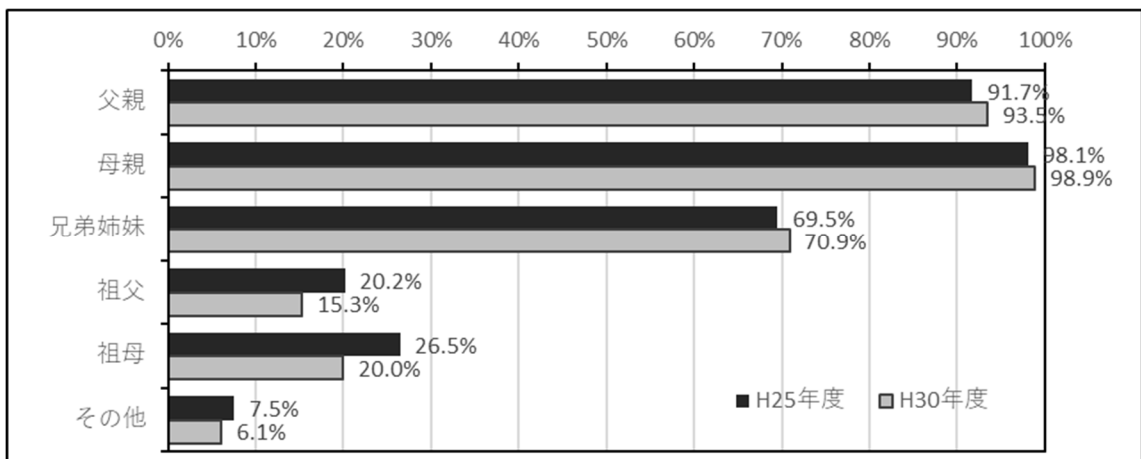


資料：総務省「国勢調査報告」

ウ 子どものいる家庭の同居家族の状況

祖父母との同居の割合は、平成25年度(2013年度)の46.7%から平成30年度(2018年度)には35.3%と減少しています。核家族化の進行が伺われます。

■対象の子どもの同居家族の状況

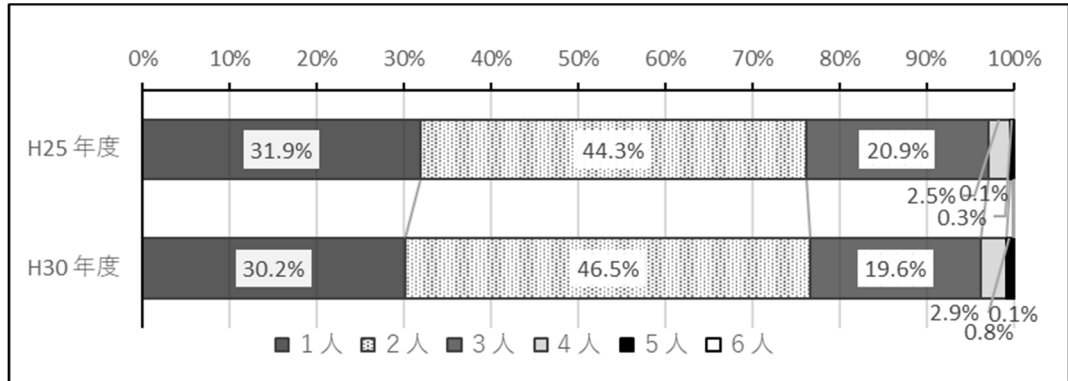


資料：伊那市「平成30年度子育てニーズ調査報告書」

エ 子どもの兄弟姉妹の人数の状況

5年前に比べ、ひとりっ子が微減し、2人兄弟姉妹が増加しています。

■対象の子どもを含めた兄弟姉妹の人数の状況

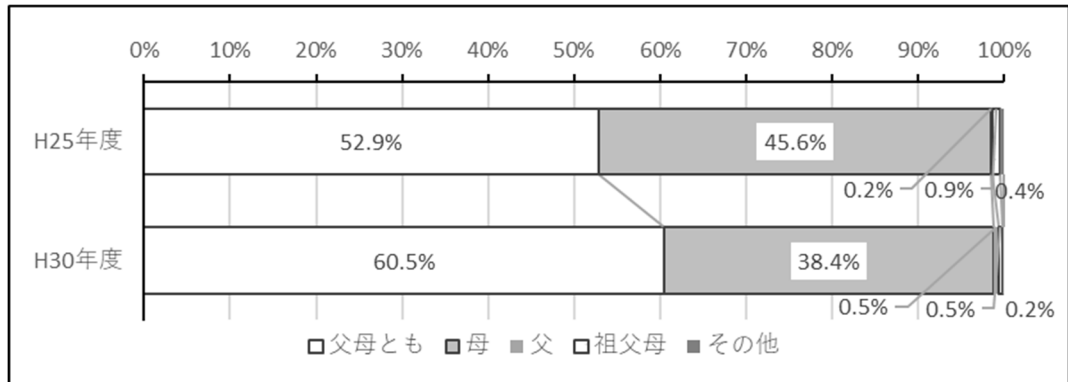


資料：伊那市「平成30年度子育てニーズ調査報告書」

オ 主に子育て（教育を含む）を行う家族の状況

5年前に比べ、父母が協力して子育てを行う傾向にあります。

■子育て（教育を含む）を主に行っている人



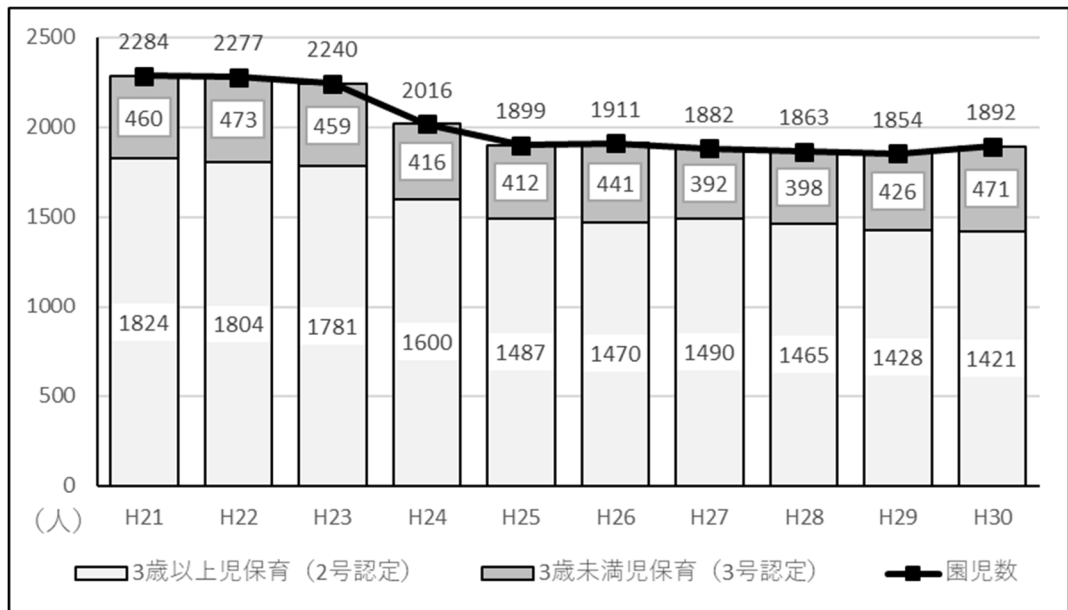
資料：伊那市「平成30年度子育てニーズ調査報告書」

(2) 保育園・幼稚園・認定こども園の入園状況

ア 保育園入園状況 (伊那市内)

保育園の園児数は全体では減少傾向にあります。その中で、3歳未満児は増加傾向にあります。

■ 保育園の入園状況

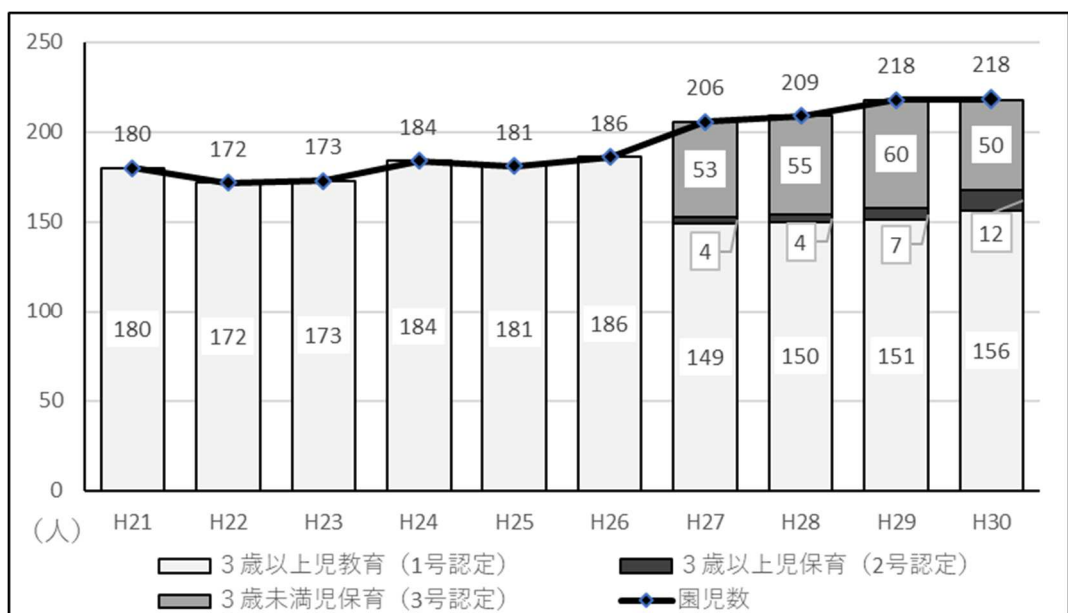


園児数は3月1日現在

イ 幼稚園・認定こども園入園状況 (伊那市内)

平成27年度(2015年度)から認定こども園に移行した幼稚園が2園あり、園児数が増加しています。

■ 認定こども園・幼稚園の入園状況



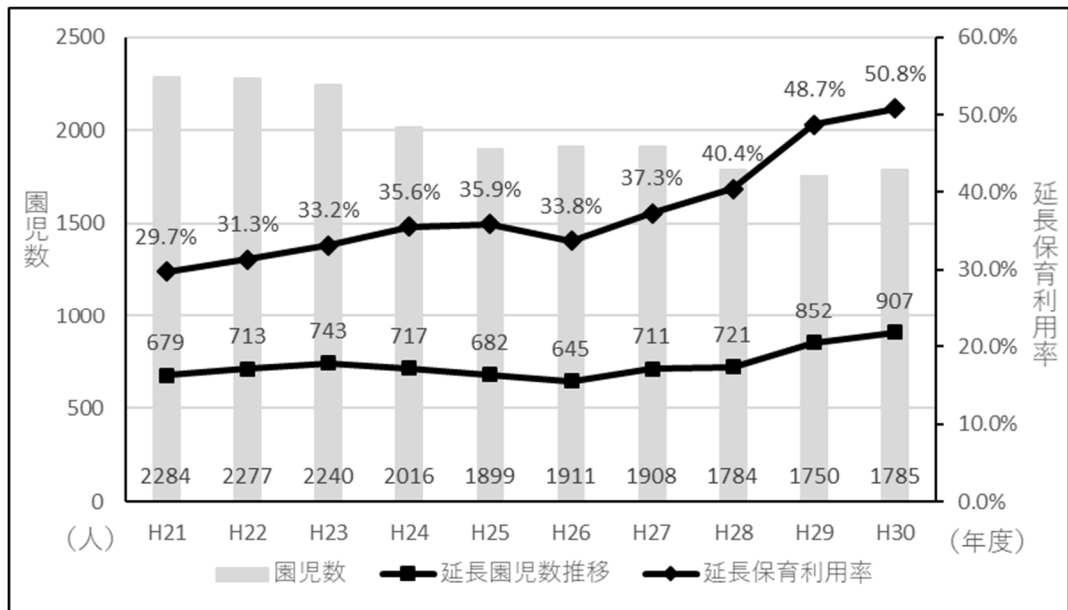
園児数は4月1日現在

ウ 延長保育の利用状況（伊那市内）

延長保育利用者は、全園児の50%前後まで増加しています。

なお、令和元年度(2019年度)からは、短時間保育（8時間）、標準時間保育（11時間）を超えたものが延長保育となります。

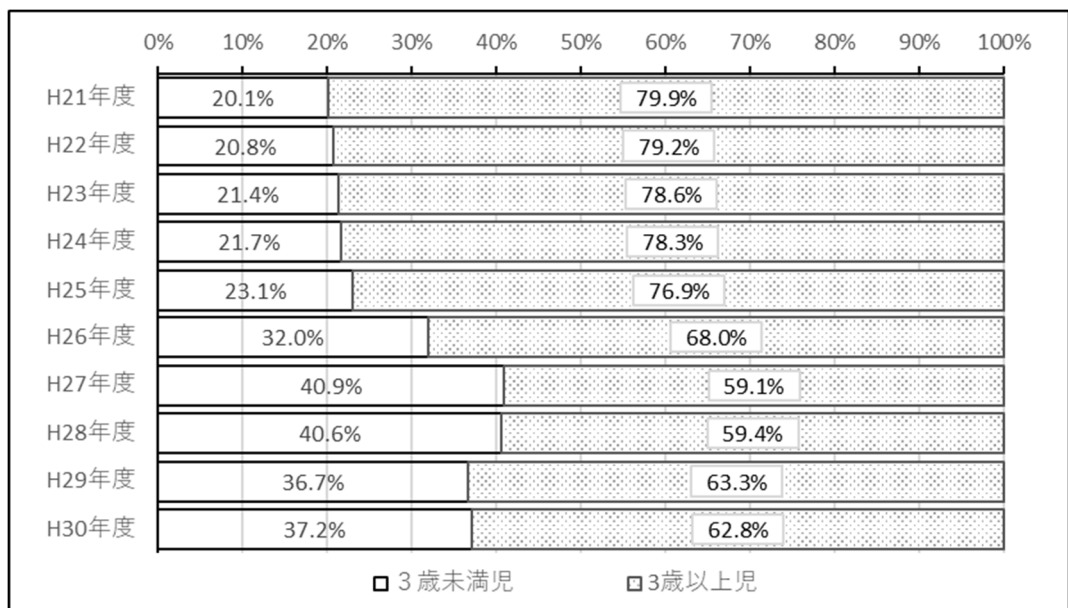
■ 延長保育利用園児数の推移



エ 延長保育の3歳未満児・3歳以上児別の利用状況

未満児の割合が増加傾向にあります。

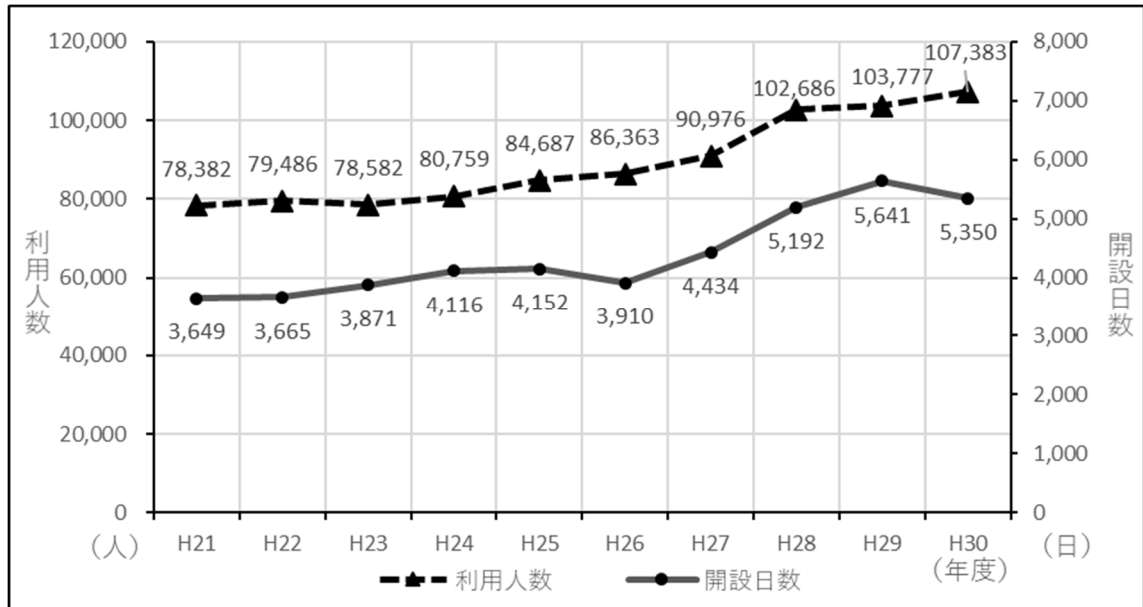
■ 3歳未満児・3歳以上児別の利用率



オ 学童クラブ利用状況

学童クラブの利用人数が増加しています。

■学童クラブ利用状況（延べ）

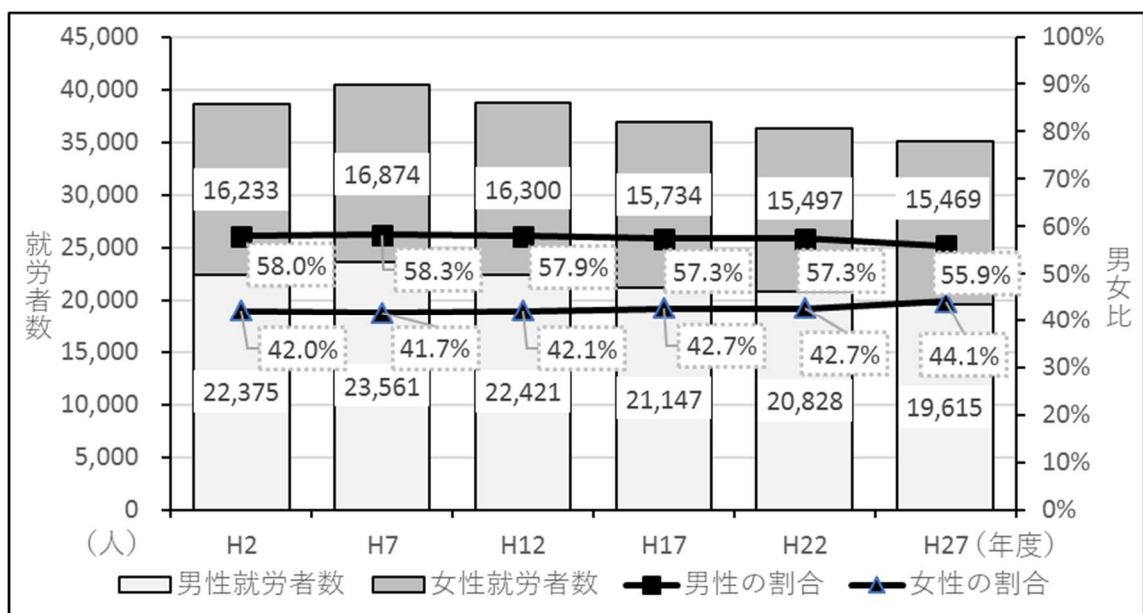


(3) 働く女性と働く男性の状況

ア 男女の就労者数と割合

就労者全体が減少する中、女性の就労者数は、平成27年度（2015年度）に15,469人とほぼ横ばい傾向ですが、全体に占める女性の就労割合が44.1%と増加傾向にあります。

■男女別就労者の推移（伊那市）



資料：総務省「国勢調査報告」

イ 就学前子どもの母親と父親の就労状況（伊那市内）

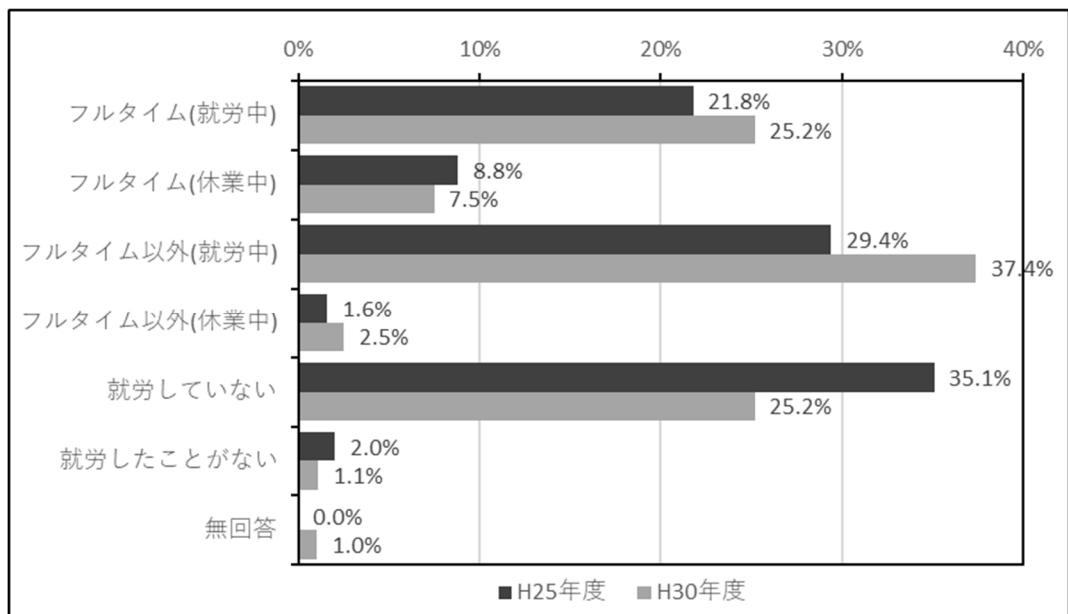
母親のフルタイム就労（産休・育休中等の休業中を含む）は、平成25年度（2013年度）の31.0%から平成30年度（2018年）の32.7%に微増しています。

一方、フルタイム就労以外（休業中を含む）は、平成25年度（2013年度）の29.4%から平成30年度（2018年度）の37.4%に増加しています。

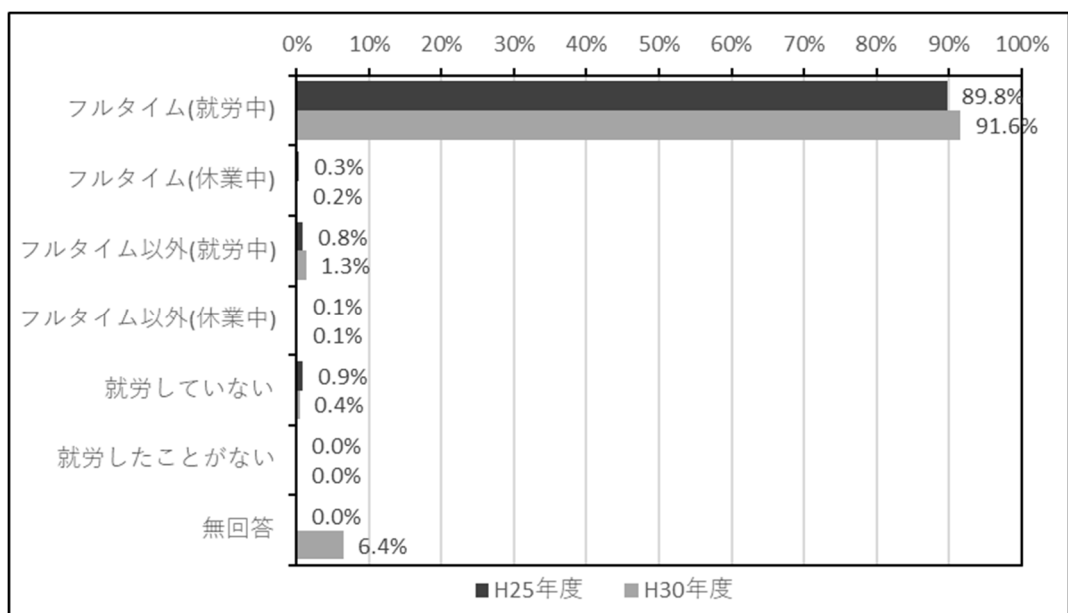
未就労は、平成25年度（2013年度）の37.1%から平成30年度（2018年度）の26.3%に減少しています。

なお、父親についてはフルタイム就労が90%前後でほぼ変化がありません。

■ 母親の就労状況



■ 父親の就労状況

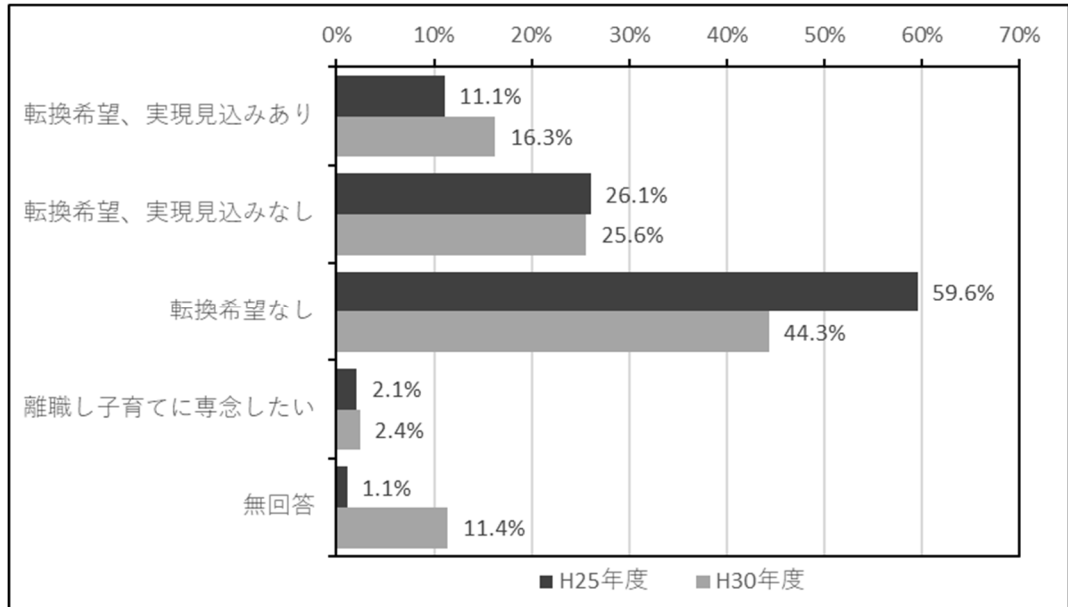


資料：伊那市「平成30年度子育てニーズ調査報告書」

ウ 子どもの母親の就労希望の状況

- ① 現在、パート就労の母親が、フルタイム就労への転換を希望する割合は、5年前の11.1%から16.3%に上昇しています。

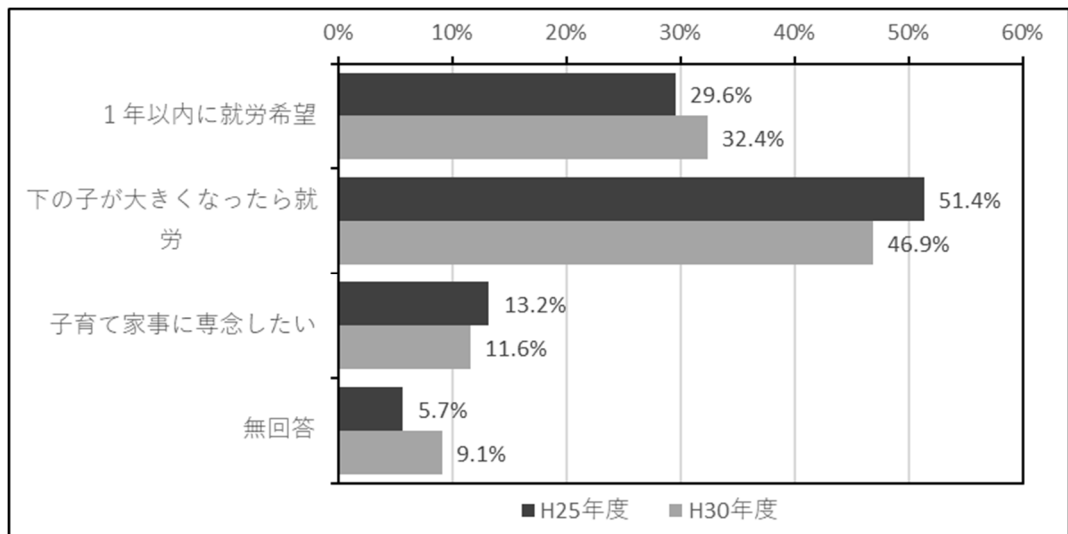
■ パート就労の母親のフルタイム就労への転換希望



資料：伊那市「平成30年度子育てニーズ調査報告書」

- ② 現在、就労していない母親が1年以内に就労したい希望の割合は、5年前の29.6%から32.4%に上昇しています。

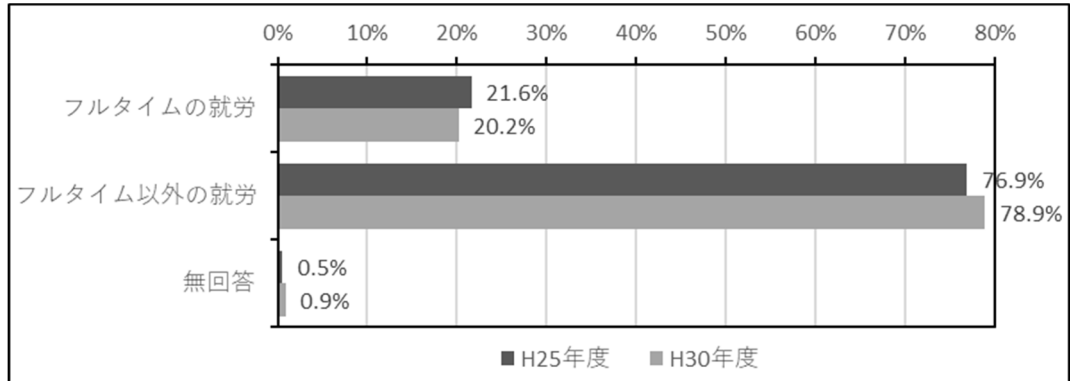
■ 就労していない母親の就労希望



資料：伊那市「平成30年度子育てニーズ調査報告書」

- ③ 現在、就労しておらず1年以内に就労したい母親のうち、約8割近くがフルタイム以外の勤務形態（パート就労）を希望しています。

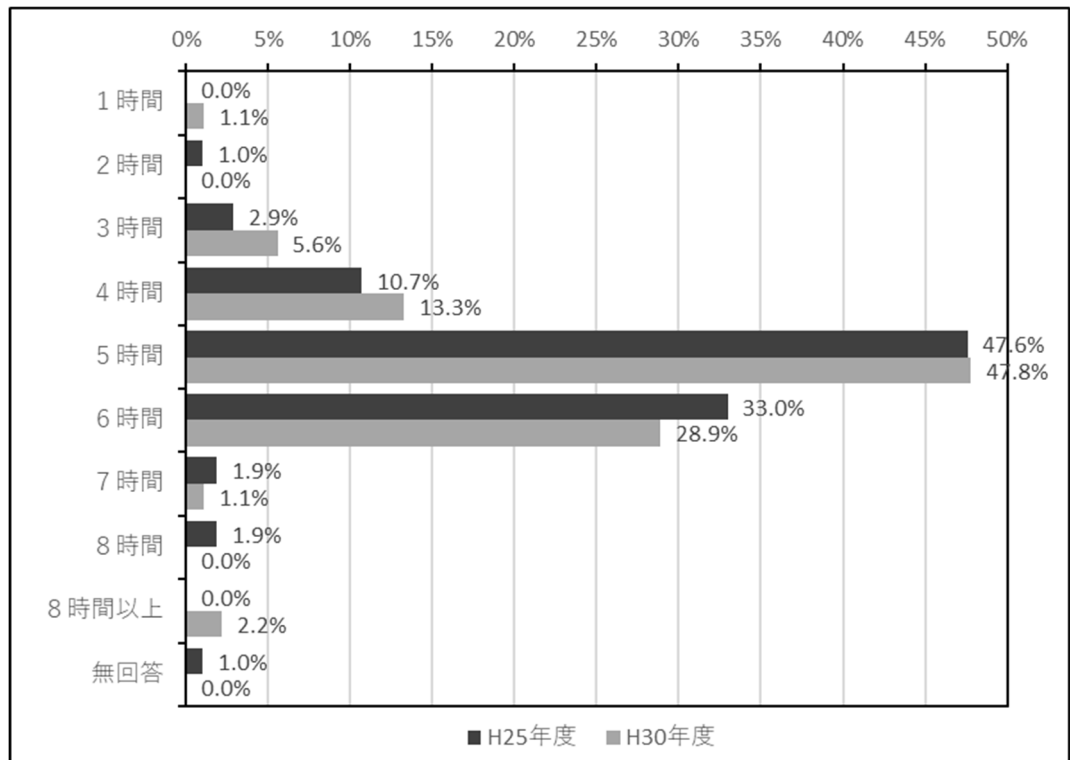
■ 1年以内に就労希望の母親の希望する勤務形態



資料：伊那市「平成30年度子育てニーズ調査報告書」

- ④ パート就労を希望する母親の希望勤務時間は、5時間から6時間が最も多い。

■ パート就労を希望する母親の希望勤務時間



資料：伊那市「平成30年度子育てニーズ調査報告書」

第3章 計画の基本的方向

1 目標

**「子どもと親と地域の笑顔があふれ、
安心して子育てのできるまち いなし」**

- 少子化の時代にあって、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することで子育て支援を充実させ、安心して暮らせるまちをつくります。

2 目標達成に向けた基本方針

- 次の3つの基本方針をもとに、子ども・子育て支援を推進します。

＜基本方針1＞ 「子どもが健やかに育つ子育て支援」

安心して妊娠・出産・子育てができる体制を整備するとともに、子どもと親が心身ともに健康で穏やかな生活を送ることができるよう、育児支援・体制の構築を図ります。

＜基本方針2＞ 「乳幼児保育と幼児教育の充実」

保育事業と幼児教育を充実させることにより、子どもの育ちや保護者の子育てを支援します。

＜基本方針3＞ 「青少年健全育成と家庭教育の充実」

青少年の育成に関する社会の関心と意識の高揚を図り、公共性や自己肯定感を培い、様々な困難を乗り越え、自立できるための社会環境づくりに取り組むとともに、学校・行政・地域が連携して家庭教育の充実に取り組みます。

3 基本方針別の施策の体系

＜基本方針1＞ 子どもが健やかに育つ子育て支援

- (1) 経済的支援
- (2) 出産環境の整備
- (3) 子どもと親への健康支援
- (4) 相談体制の充実
- (5) 子育て支援体制の構築
- (6) 育児支援と情報提供
- (7) ひとり親家庭への支援
- (8) 発達相談と療育の充実
- (9) 児童虐待予防と早期発見・早期対応
- (10) 子どもの貧困対策の推進

＜基本方針2＞ 乳幼児保育と幼児教育の充実

- (1) 保育・教育内容の充実
- (2) 保育・教育サービスの充実
- (3) 保育士・幼稚園教諭等の資質の向上
- (4) 地域に密着した特色ある保育・教育活動の推進
- (5) 保育・教育環境の整備
- (6) 乳幼児とのふれあいの場の提供

＜基本方針3＞ 青少年健全育成と家庭教育の充実

- (1) 子どもの安全安心な居場所確保
- (2) 地域活動の充実
- (3) 家庭教育の推進
- (4) インターネット適正利用の推進
- (5) 学校保健・思春期保健との連携

4 基本方針別の課題と施策の展開

<基本方針1> 子どもが健やかに育つ子育て支援

(1) 経済的支援

【現状と課題】

- 経済不安、長時間労働や働き方の多様化等により、家庭生活と職業生活のバランスが崩れ、母親にのみ家事や育児負担がかかる等の支障が生じています。
また、女性が仕事と育児を両立して働き続けることが難しい環境であるため、出産をためらう傾向が見られ、少子化要因の一つになっています。
- 子育て家庭への経済的な負担の軽減が求められています。

【施策の展開】

- 保護者負担の軽減
 - ・ 児童手当や子どもの医療費補助等の支援を実施することにより、子育てに対する経済的負担の軽減を図ります。

(2) 出産環境の整備

【現状と課題】

- 出生数が低下するなかで、全ての子どもが健やかに生まれ育つよう、妊娠から出産までの健康管理や、両親がともに育児について学ぶ機会を充実することが必要です。
- 若年妊婦や家庭環境に不安のある妊婦等への支援体制の強化が必要です。

【施策の展開】

- 妊婦健康診査
 - ・ 健康で安全な妊娠・出産ができるよう妊婦健康診査を行います。
- 妊産婦支援の充実強化
 - ・ 若年妊婦や家庭環境に不安のある妊婦に対して、妊娠届の提出時から関係機関と連携し、継続した支援をします。
 - ・ 養育・療育・家庭等の問題に対応するため、ライフステージに応じた相談支援体制を構築します。
 - ・ 産後、育児に悩む産婦には、産科や助産所等で心身を休ませたり、育児相談等の利用を促す等、切れ目のない支援体制を推進します。
- 子育て講座等の開催
 - ・ 夫婦が協力して子育てするための意識を高めるとともに、母乳哺育を推進し、安心して出産・育児ができるように妊婦とその配偶者を対象にハッピーバース講座を開催します。

また、出産を間近に控えた妊婦を対象に、「出産応援セミナー」を開催し、現在の不安の有無の確認や、産後の支援体制について説明します。

(3) 子どもと親への健康支援

【現状と課題】

- 核家族化や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫等を背景に、多くの母親が様々な不安や悩みを抱えています。また、幼児等への虐待や育児を放棄する親が年々増加傾向にあり、乳幼児期から親の悩みを解消できるような子育て支援体制の構築が必要です。
- 育児不安を抱える子育て家庭を地域で支援していくため、施策の充実を図るとともに、地域で子育てを行う拠点や子育てをサポートする人材の確保が必要です。

【施策の展開】

- 乳児家庭全戸訪問事業
 - ・ 子どもの健全な発育発達を促し、保護者が安心して子育てできるよう、産後の早い時期に、保健師が全出生児の家庭を訪問し、育児相談及び産婦や家族の健康相談を行い、必要に応じて母乳相談等他のサービス利用につなげます。
- 乳幼児健康診査及び相談事業
 - ・ 乳幼児の健全な発育・発達のために適切な育児・栄養等の保健指導を行うとともに、疾病の早期発見と予防を目指します。また、育児不安を解消し、安心して子育てできるよう支援します。
 - ・ 育児相談等助成事業
 - 産後の保育や育児についての相談を助産師や保健師が受け、適正な保育方法や、乳房のトラブル等の解決方法をアドバイスします。
 - ・ 離乳食相談・指導
 - 乳児検診や育児相談等において、離乳食のすすめ方指導や試食を行い、保護者が離乳食等の不安を解消し、安心して子育てできるよう支援します。
 - ・ 伊那市ママヘルプサービス事業
 - 核家族で産後の回復期に支援してくれる人がいない家庭や多胎で出産して家事や育児が困難な家庭で、出産後に家事や育児のお手伝いを必要とする場合に、ヘルパーを派遣し生活を支援します。
 - ・ 遊びの教室
 - 集団遊びを通して、年齢に応じた発育や発達を促すとともに、成長の様子を見守る支援をします。

また、保護者が、子どもの育つ力を理解し、安定した親子関係を築けるよう専門職との相談を行います。

- ・ 子どもの虐待予防自助グループ
子育てに悩んだり、自信が持てないと感じている幼児の保護者が、自分の気持ちを出して話し合い、自分に合った子育ての方法を見つけることにより、子育てへの自信を持つことができるよう支援します。

(4) 相談体制の充実

【現状と課題】

- 養育環境に様々な課題を抱える家庭が増えています。課題がもとで貧困状態となる家庭もあり、個々の状況に沿った相談体制、支援体制の構築が必要です。

【施策の展開】

- 各事業での相談体制の充実
 - ・ 身近で受けることのできる各種相談体制（子育て支援センター、保育園、子ども相談室及び保健師等による子育て相談、ひとり親家庭相談、教育相談、発達相談等）の充実を図るために職員の資質向上に努めるとともに、人員の養成、確保を進めます。
- 総合相談体制の充実
 - ・ 子育て、介護、障害、貧困等、複合した課題を抱える困難世帯ケースについて、関係機関が協働しチーム体制で当たる相談支援体制を構築するとともに、関係各課での相談受付の際には、共通した様式を用いて相談を受け付け、適正な支援につなげます。

(5) 子育て支援体制の構築

【現状と課題】

- 家庭で子どもの養育が一時的に困難になった時の、受入れ施設が飽和状態になりつつあり、預かりが困難な場合が出てきています。

【施策の展開】

- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
 - ・ 子育て支援センターにおいて、子育て全般に係る相談体制を充実させます。また、保育園では、学校と連携した基本的な生活習慣の習得や食育の推進等、子どもと保護者の健康づくりを支援します。

- ・ 乳幼児期から多くの体験や人とのふれあいを通して自信をつけ、生きていく力を育むことのできる子育てを推進します。
- ・ 子育てサークルや子育て支援活動を行うグループ等への支援・連携により、地域の子育て拠点としての、さらなる活動展開を図ります。
- ・ 孤立した家庭に対して、子育てサービスの利用を促し、育児負担の軽減を図るとともに、地域の子育て情報の提供に努めます。
- ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業（子どもを預かってほしい「依頼会員」と、子どもを預かることができる「協力会員」の相互援助活動）を充実させ、地域の中で子育てを助け合い、地域で安心して子育てができる環境づくりを進めます。
 - ・ 保育園や託幼老所での一時預かり事業の拡充を図り、子育て支援体制を強化します。
 - ・ 安全な運営のため、サポーターの資格取得や保育士等の職員研修を進めます。
- 子育て短期支援事業
 - ・ 家庭で子どもの養育が一時的に困難となったとき、児童養護施設で一定期間子どもを預かります。
 - ・ 受入施設の拡充を図り、利用希望家庭支援を行います。

（6）育児支援と情報提供

【現状と課題】

- 少子化及び核家族化を背景に世代間の交流が希薄化し、育児等の子育てに触れる機会がないまま親となり、不安や悩みを抱える保護者が増加しています。
- 夫婦共稼ぎの家庭が増え、仕事と育児の両立に悩む保護者から、子育て支援に関する制度や施設の情報が求められています。

【施策の展開】

- 高校生乳幼児健診体験学習
 - ・ 核家族化や出生率の低下により、青少年が乳幼児に接する機会が極めて少なくなっている中、思春期の青少年の母性・性の健全育成対策として、中・高校生を対象に乳幼児健診（相談）の場でのふれあい体験学習を行います。
- ワーク・ライフ・バランスの啓発
 - ・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・浸透や育児休業取得の推進に向けて、事業者への啓発活動を行います。
- 「子育て支援ガイドブック」等の情報発信
 - ・ 子育てしやすいまちであることを、ガイドブックやホームページ等で情報発信し、若者移住定住の促進や少子化の歯止めのための施策に寄与します。

(7) ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

- 離婚等によるひとり親家庭や、様々な理由から親が子どもを養育できない家庭への、生活の底上げや自立に向けた支援が必要です。

【施策の展開】

- ひとり親家庭への支援
 - ・ 児童扶養手当の支給や高校生通学費補助、資格取得の促進により、ひとり親家庭への自立と就労に向けた支援を行います。
 - ・ ひとり親家庭に対する制度周知

(8) 発達相談と療育の充実

【現状と課題】

- 生活に支障を生じる、総合的な課題を持つ児童等の早期発見や個別支援計画に基づいた療育の充実を図り、乳幼児期から学童期、中高生までの一貫した支援を行うための体制づくりが重要です。

【施策の展開】

- 児童発達支援事業
 - ・ 心身の発達に援助が必要な子どもに、小鳩園において発達特性に合った保育や療育を行います。
 - ・ 市民からの発達相談や療育相談に広く対応するために、児童発達支援センターを設置します。
- 発達相談・発達支援事業
 - ・ 支援が必要な0から18歳までの子どもの早期発見や早期療育のため、保健・福祉・教育・医療・地域の各関係機関の連携を強化し、発達相談や支援計画に基づく療育の充実を図ります。
- 医療的ケア児保育支援事業
 - ・ 医療的なケアを必要とする子どものうち、集団活動における安全な就学が見込まれる場合に、看護師や医療器具等による補助を可能とする拠点園を中心に、就学に向けた支援を行います。

(9) 児童虐待予防と早期発見・早期対応

【現状と課題】

- 児童虐待は、児童相談所及び警察署等との連携により対応しているが、支援の必要な家庭が増加しており、さらなる早期発見、予防等の体制強化が必要です。

【施策の展開】

- 児童虐待
 - ・ 児童虐待への市民の理解を深め、早期発見・早期対応に努めます。
関係機関と連携しながら、子どもの安全を守り、虐待防止の施策を推進します。
 - ・ 要保護児童対策に当たる職員の資質向上と体制強化に取り組みます。

(10) 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

- 未婚の母や離婚によるひとり親家庭、ワーキングプアの増加等を背景に、これらの問題を抱える家庭の子どもたちの経済面、家庭・人間関係、精神面、生活面、教育面の格差が広がりつつあり、この子どもたちに対する支援が必要となっています。

【施策の展開】

- 教育の支援
 - ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を配置し、児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。
 - ・ 放課後学習支援ボランティアの協力や長期休業中の自習室の設置等により、学習の場の確保と学習支援の充実を図ります。
- 生活の支援
 - ・ ひとり親家庭や共働き世帯における子どもの居場所の確保や食事の保障（こども食堂等）を推進します。
 - ・ 家庭相談員や母子父子自立支援員との相談体制により、保護者の精神的な支援に取り組みます。
- 保護者に対する就労支援
 - ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、適切な連携で支援します。
- 経済的支援
 - ・ 医療費助成事業や児童扶養手当の前借制度、就学援助制度等、制度周知を行いながら経済的支援を行います。

＜基本方針2＞ 乳幼児保育と幼児教育の充実

(1) 保育・教育内容の充実

【現状と課題】

- 友達とのかかわりの中から育む思いやりや生活習慣、豊かな自然環境のもとで培われる好奇心、地域を愛する心といった、豊かな感性をもつ「生きる力のある子ども」を育てるため、保育と教育の質の更なる向上が求められています。
- 保育と教育の安定的な提供と、安全・安心な活動を維持するため、保育士の確保と処遇改善が必要です。

【施策の展開】

- 保育・教育の質の向上
 - ・ 乳児保育については、全人的で円満な発達と情緒の安定の基盤となる信頼関係の育成を期するために、コミュニケーションの芽生えともいえる発語や周囲の物や人に興味を示すこと等ができるよう努めます。
 - ・ よりよく生きるための基礎となる基本的な生活習慣の習得を図り、戸外活動や集団遊びを通じた体づくり、絵本の読み聞かせや食育、木育等乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、保育内容の充実に努めます。
 - ・ 世代間交流事業、異年齢児交流事業等により、地域に根ざした特色ある保育園運営や地域での子育てを推進します。
 - ・ 子どもを取り巻く社会や環境の変化、また、就学前の生活と小学校での生活の違いによる「小1プロブレム」の問題を解消するために、幼稚園・保育園・小学校との連携を進めます。
 - ・ 保育園での生活において支援を必要とする子どもに対し、保育士を配置し円滑な園生活を送ることができるよう支援します。
- 保育士等の確保と処遇改善
 - ・ 未満児の入園数の増加傾向に対応するため、保育士等の処遇改善や募集活動のほか、やりがいのある職場づくりにより、保育・教育の担い手を確保する対策を展開します。

(2) 保育・教育サービスの充実

【現状と課題】

- 母親の就労率の上昇や就労形態の多様化により、0歳児からの保育園入園希望が増加しており、さらなる保育サービスと受け入れ態勢の充実が必要です。
- 保育園児・幼稚園児の保護者負担の軽減が求められています。

【施策の展開】

- 保護者負担の軽減
 - ・ 保育園児の保護者負担軽減のため、保育料を国の保育料徴収基準より安く抑えます。
 - ・ 保護者負担軽減のため、特定教育・保育の無償化制度に伴う副食の提供に対する費用については、実費額に対する支援により徴収額を安く抑えます。
- 就労に向けた安定的な保育の提供
 - ・ 保護者の就労に向けた安定的な保育の提供を図ります。
- 一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業
 - ・ 就労する保護者が安心して働くことのできる環境を確保するため、延長保育事業、一時的保育事業、休日保育事業、病後児保育事業、民間と連携した病児保育事業等、保護者のニーズを的確に捉えながら、子どもにやさしい保育サービスの充実を図ります。

(3) 保育士・幼稚園教諭等の資質の向上

【現状と課題】

- 社会環境や大人の生活様式の変化が子どもの生活サイクルにも悪影響を及ぼし、基本的な生活習慣の乱れにより、我慢ができない、集中ができない、動くことが苦手等の子どもが増えていることから、子どもの健やかな育ちの基礎を培うため、保育と教育内容の研究や充実が必要です。

【施策の展開】

- 保育士・幼稚園教諭等の資質の向上
 - ・ 「生きる力のある子ども」を育てるため、保育士や幼稚園教諭等を対象とした研修会や研究会等を開催し、資質向上に努めます。
 - ・ 安全で安心な食事の提供のため、栄養士や給食技師等を対象とした研修会や研究会等を開催し、資質向上に努めます。

(4) 地域に密着した特色ある保育・教育活動の推進

【現状と課題】

- 地域の自然環境や特徴を活かした特色ある保育園・幼稚園・こども園等の運営が求められています。

【施策の展開】

- おいし伊那（おいしいな）食育応援団
 - ・ 市民から募集した食育ボランティア団体として、保育園や小学校等身近な場所に出向き、食育の出前講座を実施したり食に関するイベントへの参加を通して、食育の大切さに関する情報発信を行います。
- 体験の場の活用
 - ・ 地域の団体や住民との協働や、「やまほいく」、「がるがるっこ」、「シンボルツリー」等の体験の場を創出する取り組みを通して、地域の自然や環境を活用した特色ある活動を展開します。

(5) 保育・教育環境の整備

【現状と課題】

- 児童減少地域における若者世帯の定住促進や、地域で子育てしたいというニーズに応えられるような少人数保育に対する対策や子育て支援の充実が求められています。
- 施設の老朽化や情報関連技術発展に対応した施設や備品等の整備が必要となっています。

【施策の展開】

- 児童減少地域の子どもの保育・教育の確保対策
 - ・ 集団活動から得られる体験の場等、子どもの最善の利益を提供できる地域の実情に合った子育て環境を確保する対策を展開します。
 - ・ 若者定住促進事業への対応や少人数保育への対策等、地域のニーズに対応した子育て支援を展開します。
- 認定こども園化、特別利用保育
 - ・ 認定こども園のない地域において、保育認定を受けられない子どもであっても、認定こども園化や特別利用保育等の制度の導入により、小学校就学に向けた集団活動の体験が可能となる施設を確保します。
- 施設の防犯・防災対策及びICT化等の促進
 - ・ 施設の防災計画等の見直しや設備の点検を実施し、防犯・防災上の安全確保のために必要となる備品等を整備します。

- ・ 保護者への連絡方法、保育園情報の発信、登園管理、保育士の文書作成方法等におけるICT化等の研究を進め、保護者の利便性向上及び職員の事務効率化を推進します。

(6) 乳幼児とのふれあいの場の提供

【現状と課題】

- 少子化により兄弟姉妹や近所の子どもが少なく、子どもと触れ合う機会がないまま親となる若者の中には、育児・子育てから逃避する保護者が見られ、増加傾向にあります。中学生・高校生のうちから子育てを体験し、子どもへの愛情、子育ての大切さ、楽しさを感じる機会が必要です。

【施策の展開】

- 職場体験・保育ボランティアの受入れ
 - ・ 乳幼児と中学生・高校生との交流や、ボランティアの受け入れを通して、将来保護者となる生徒が体験的に子育ての大切さ、楽しさを学ぶ場を提供します。

＜基本方針3＞ 青少年健全育成と家庭教育の充実

（1）子どもの安全安心な居場所確保

【現状と課題】

- 核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加により、学童クラブのニーズが高まっていることから、より安心安全な、遊びと生活・心の拠りどころとなる場として、施設の整備、支援員の確保と更なる質の向上が必要です。

【施策の展開】

- 子どもの居場所づくり
 - ・ 公民館、図書館等の公共施設を活用した、学びや交流の場となるような安全で安心な子どもの居場所づくりを進めます。
 - ・ 都市公園や児童遊園の整備により、安全な遊び場を確保します。
また、子ども安全見守り隊等の活動により、地域での安全確保を行います。
- 学童クラブ
 - ・ 保護者の就労等の理由により、放課後に保護することができない家庭の児童を安全に保護し、心身ともに健やかに育成されるよう努めるとともに、児童への保育の質の向上を進め、支援員・補助員の充実を図ります。
 - ・ 利用児童が、安心して安全に過ごせる場を提供できるよう施設整備を行います。
 - ・ 保育園、小学校、地域と連携した運営を進めます。
- スクールゾーン・キッズゾーンの設定
 - ・ 学校、保育園、幼稚園及び認定こども園等の施設付近における通学、通園及び散歩コース等の安全確保のため、道路設置者及び警察等の関係機関と連携します。

(2) 地域活動の充実

【現状と課題】

- 少年補導委員会による子どもの見守りや愛護活動、子どもの安全安心を守る活動の啓発・普及を推進することが必要です。

【施策の展開】

- 地域との連携
 - ・ 学校による「コミュニティースクール」や「子ども見守り隊」等の、地域で子どもを守り育てる活動を推進します。
 - ・ 家庭、地域、学校が連携し実施する地域活動の充実を推進します。
 - ・ 「信州あいさつ運動」を推進します。
- 青少年の健全育成
 - ・ 青少年を取り巻く状況は、通信機器の急速な普及により劇的に変化し、ネット依存や子どもの性被害の増加、有害情報の拡散等、変化に対応した情報発信等の取組みを推進します。
 - ・ 少年補導委員会や地区子ども会育成会の活動を通し、子どもの変化に対応した活動及び情報発信等の取組みを推進します。

(3) 家庭教育の推進

【現状と課題】

- 家庭教育を充実させるためには、家庭・地域・学校それぞれが、目標を共有しながら、相互に協力・協働し、子どもの発達にとって必要な取組みを工夫し、実践することが必要です。

【施策の展開】

- 家庭教育
 - ・ 関係機関と連携して、保護者総会、PTA総会等の折に、子どもの成長や親のあり方についての理解を深め、子どもを温かく見守れる親育てを推進します。
 - ・ 保育士や教師が、子どもたちの今ある望ましい姿や、次に期待できる姿をグランドデザイン等として示します。
 - ・ 親が、子どもから信頼され、将来への希望をもって指導に当たることのできるような家庭教育構築のため、懇談等の体制づくりを充実します。

(4) インターネット適正利用の推進

【現状と課題】

- インターネットやスマートフォンの急速な普及等、家庭や社会環境の劇的な変化により、子ども・若者の知識やコミュニケーションの空間が広がる一方で、ネット依存等によるひきこもりや子どもの性被害の撲滅に対する啓発・普及を推進することが必要です。

【施策の展開】

- 青少年のインターネットの適正利用や情報リテラシー向上のための普及啓発活動を実施し、青少年が安心・安全にネットを利用できる環境づくりを進めます。

(5) 学校保健・思春期保健との連携

【現状と課題】

- 学童期から思春期に心身の健康に関心を持ち、将来について考え、自らの健康問題を解決する力を身につけるとともに、自分自身や他者のいのちを大切にすることを心がけることが重要です。
- 不登校及びひきこもりは、将来の自立した生活に支障が出ることを予想されるため、関係機関の連携や家族が相談できる窓口を案内することが必要です。

【施策の展開】

- 子どもたちの様々な問題に対応するため、学校保健や思春期保健等の関係機関の連携により、命の大切さ等の正しい知識を普及啓発します。
- 不登校、ひきこもりは、どの子にも起こりうることであり、心の問題としてのみとらえるのではなく、学校、家庭、関係機関が連携して、本人の進路形成に資するような指導・相談や学習支援・情報提供を図ります。

5 教育・保育提供区域の設定

- 現在の教育・保育に関する事業の利用状況及び広域性のほか、施設等を総合的に勘案し、地域の実情に合わせて提供する事業を整理します。

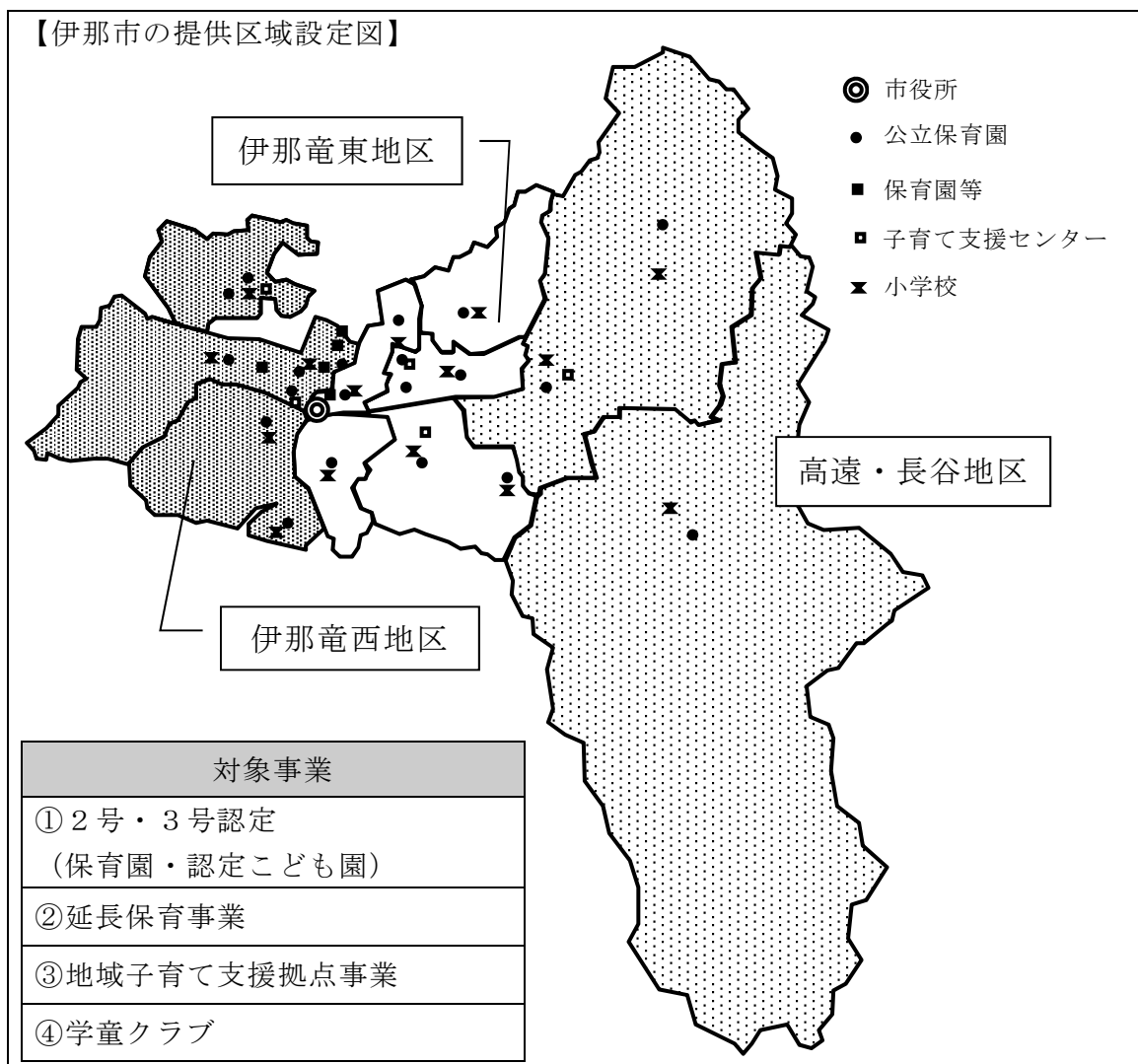
(1) 総合的に提供する事業

市内全域の必要量を総合的に勘案し、提供する事業を確保します。

対象事業	
① 1号認定（認定こども園・幼稚園・特別利用保育）	
② 妊婦健康診査事業	⑥ 子育て短期支援事業
③ 乳児家庭全戸訪問事業	⑦ 一時預かり事業
④ 養育支援事業	⑧ 病時・病後児保育事業
⑤ ファミリーサポートセンター事業	⑨ 利用者支援事業

(2) 地域単位に提供する事業

伊那竜西地区、伊那竜東地区、高遠・長谷地区の3区域それぞれの必要量を勘案し、提供する事業を確保します。



6 「量の見込み」と「確保方策」

(1) 妊婦健康診査事業

【量の見込みと確保方策】

単位：回

	現状	提 供 可能量	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	9,180	10,050	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
②確保の内容			9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
②－①			0	0	0	0	0

※ 回：年間の利用回数

※ 現状：平成30年度の実績

※ 提供可能量：平成30年度の審査上限回数

【確保方策】

- 妊娠届時に妊婦一般健康診査受診票を配布（すべての妊婦に交付）
- 1人基本検査14回、追加検査4回、超音波検査4回 計22回

(参考) 第1期計画期間の実績

単位：回

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①量の見込み（当初）	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
②実績	10,370	10,656	10,042	9,149	9,300

※ 量の見込みは該当人数、実績は審査件数

※ 各年度の3月末の園児数（令和元年度は見込み）

所管：健康推進課

【該当項目】

- <基本方針1>子どもが健やかに育つ子育て支援
- (2) 出産環境の整備 (P21)

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

【量の見込みと確保方策】

単位：回

	現状	提 供 可能量	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	462	462	470	470	470	470	470
②確保の内容			470	470	470	470	470
②－①			0	0	0	0	0

※ 回：年間の利用回数

※ 現状：平成30年度の実績

※ 提供可能量：令和元年度の見込み

【確保方策】

- 生後1か月～2か月頃を目途に、すべての赤ちゃんに対する訪問を、地区担当の保健師が実施

(参考) 第1期計画期間の実績

単位：回

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①量の見込み（当初）	562	541	520	508	490
②実績	504	530	481	462	326

※ 量の見込みは該当人数、実績は審査件数

※ 令和元年度は11月末までの実績

所管：健康推進課

【該当項目】

- <基本方針1>子どもが健やかに育つ子育て支援
- (3) 子どもと親への健康支援 (P22)

(3) 地域子育て支援拠点事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人（延べ）

	現状	提 供 可能量	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	34,476	43,000	33,660	33,252	32,844	32,436	32,028
②確保の内容			33,660	33,252	32,844	32,436	32,028
②－①			0	0	0	0	0

- ※ 人：年間の利用延べ人数
- ※ 現状：平成30年度の実績
- ※ 提供可能量：年間の利用可能人数

【確保方策】

- 子育て支援センター5か所で実施

(参考) 第1期計画期間の実績		単位：人（延べ）				
		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①量の見込み（当初）		22,814	22,375	21,944	21,522	21,108
②実績		31,730	32,794	34,510	34,476	23,134

※ 平成29年度から5か所、平成28年度まで4か所
 ※ 令和元年度は12月末時点

所管：子育て支援課

【該当項目】

- <基本方針1>子どもが健やかに育つ子育て支援
- (5) 子育て支援体制の構築 (P23)

(4) ファミリーサポートセンター事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人（延べ）

	現状	提 供 可能量	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	276	318	259	250	242	235	229
②確保の内容			259	250	242	235	229
②－①			0	0	0	0	0

- ※ 回：年間の利用延べ人数
- ※ 現状：平成30年度の実績
- ※ 提供可能量：年間の利用可能延べ人数

【確保方策】

- 会員の協力を得て実施
- 協力会員数（両方会員含む） 108人（平成31年3月現在）

（参考）第1期計画期間の実績

単位：人（延べ）

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①量の見込み（当初）	624	624	624	624	624
②実績	318	236	203	276	274

- ※ 令和元年度は12月末時点
- ※ 過去の実績数値の積み上げに用いる事業を見直している。

所管：子育て支援課

【該当項目】

- <基本方針1>子どもが健やかに育つ子育て支援
- (5) 子育て支援体制の構築 (P24)

(5) 子育て短期支援事業

【量の見込みと確保方策】

単位：日

	現状	提 供 可能量	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	6	25	25	25	25	25	25
②確保の内容			25	25	25	25	25
②－①			0	0	0	0	0

- ※ 回：年間の利用延べ日数
- ※ 現状：平成30年度の実績
- ※ 提供可能量：年間の利用可能日数

【確保方策】

- 市内の児童養護施設で実施

(参考) 第1期計画期間の実績

単位：日

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①量の見込み（当初）	25	25	25	25	25
②実績	42	32	36	6	3

- ※ 令和元年度は12月末時点

所管：子育て支援課

【該当項目】

- <基本方針1>子どもが健やかに育つ子育て支援
- (5) 子育て支援体制の構築 (P24)

(6) 養育支援訪問事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人（延べ）

	現状	提 供 可能量	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	21	55	55	55	55	55	55
②確保の内容			55	55	55	55	55
②－①			0	0	0	0	0

- ※ 回：年間の利用延べ人数
- ※ 現状：平成30年度の実績
- ※ 提供可能量：令和2年度の上限回数

【確保方策】

- 出産期、乳児期、幼児期等のステージに応じた相談及び支援の内容に対応し、助産師、保健師、保育士等による訪問を実施

(参考) 第1期計画期間の実績

単位：人（延べ）

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①量の見込み（当初）	56	54	52	50	49
②実績	53	59	8	21	20

- ※ 各年度の利用実人数（令和元年度は見込み）

所管：健康推進課

【該当項目】

- <基本方針1> 子どもが健やかに育つ子育て支援
- (8) 発達相談と療育の充実 (P25)

(7) 利用者支援事業

○ 出産環境の整備等

【量の見込みと確保方策】

単位：か所

	現状	提 供 可能量	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1	1
②確保の内容			1	1	1	1	1
②－①			0	0	0	0	0

※ か所：相談窓口開設数

【確保方策】

- 市役所窓口において、妊娠届提出及び母子手帳交付時に始まり、地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう相談及び支援を実施
- 子育て支援ガイドブック等による各種子育て支援事業の説明

(参考) 第1期計画期間の実績

単位：か所

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①量の見込み（当初）	1	1	1	1	1
②実績	1	1	1	1	1

所管：健康推進課

【該当項目】

- <基本方針1> 子どもが健やかに育つ子育て支援
- (2) 出産環境の整備 他(P21～)

(8) 教育・保育

① 1号認定（満3歳以上子どもの教育：幼稚園・認定こども園）

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	現状	提 供 可能量	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	137	179	129	122	113	106	103
②確保の内容			129	122	113	106	103
②－①			0	0	0	0	0

- ※ 回：年間の利用人数
- ※ 現状：平成30年度の実績
- ※ 提供可能量：平成30年度の実績

【確保方策】

- 核家族化の進行等により2号・3号認定の増加と、1号認定の減少を見込む
- 私立認定こども園で実施（幼稚園は令和2年からすべてこども園に移行）
- 公立保育園の認定こども園化の検討及び特別利用保育の検討
- 認可外保育施設（信州やまほいく認定園）での受入れが可能

（参考）第1期計画期間の実績

単位：人

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①量の見込み（当初）	184	182	180	179	177
②実績	176	181	180	185	137

※ 各年度の3月末の園児数（令和元年度は見込み）

所管：子育て支援課

【該当項目】

- <基本方針2>乳幼児保育と幼児教育の充実
- (2) 保育・教育サービスの充実 (P28)

(8) 教育・保育

② 2号認定（3歳以上子どもの保育：保育園・認定こども園）

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	現状	提 供 可能量	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1,468	1,615	1,478	1,396	1,298	1,216	1,179
②確保の内容			1,478	1,396	1,298	1,216	1,179
②－①			0	0	0	0	0

※ 回：年間の利用人数

※ 現状：令和2年3月末の在籍者数見込み

※ 提供可能量：令和2年4月利用定員予定数

【確保方策】

- 公立保育園、私立保育園及び私立認定こども園で実施
- 人口減に比例して減少を見込む

(参考) 第1期計画期間の実績

単位：人

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①量の見込み（当初）	1,482	1,458	1,478	1,470	1,420
②実績	1,536	1,519	1,494	1,521	1,466

※ 各年度の3月末の園児数（令和元年度は見込み）

所管：子育て支援課

【該当項目】

- <基本方針2>乳幼児保育と幼児教育の充実
- (2) 保育・教育サービスの充実 (P28)

(8) 教育・保育

③ 3号認定（3歳未満子どもの保育：保育園・認定こども園）

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	現状	提 供 可能量	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	605	745	646	655	648	635	623
②確保の内容			646	655	648	635	623
②－①			0	0	0	0	0

- ※ 回：年間の利用実人数
- ※ 現状：令和2年3月末の在籍者数見込み
- ※ 提供可能量：令和2年4月利用定員予定数

【確保方策】

- 公立保育園、私立保育園及び私立認定こども園で実施
- 未満児の入園児数は、平成30年度から令和元年度にかけての婚姻数の横ばい状況に比例して、令和3年度まで微増又は横ばいとなり、その後、減少期に移行する見込み
- 認定こども園による対応や、3歳以上児の減少に伴う空き教室の発生等にかから、提供可能量を拡充することも可能
- 企業主導型保育所及び家庭的保育事業等に対するニーズにも柔軟に対応
- 保育士配置基準に対応し、令和2年度に保育士を増員（保育士処遇改善や保育士体験の場の提供などの保育士確保策を実施）

(参考) 第1期計画期間の実績

単位：人

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①量の見込み（当初）	570	586	598	579	560
②実績	491	515	547	577	605

- ※ 各年度の3月末の園児数（令和元年度は見込み）

所管：子育て支援課

【該当項目】

- <基本方針2>乳幼児保育と幼児教育の充実
- (2) 保育・教育サービスの充実 (P28)

(9) 一時預かり事業

① 保育園での一時的保育

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	現状	提 供 可能量	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	440	440	397	377	362	348	333
②確保の内容			397	377	362	348	333
②－①			0	0	0	0	0

- ※ 回：年間の登録人数
- ※ 現状：平成30年度の実績
- ※ 提供可能量：平成30年度の実績

【確保方策】

- 公立・私立保育園6園で実施
- 人口減少と3歳未満児保育の増加により、登録人数の減少を見込む

(参考) 第1期計画期間の実績

単位：人

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①量の見込み(当初)	298	298	298	298	298
②実績	-	409	382	440	440

- ※ 量の見込みは該当人数、実績は審査件数
- ※ 各年度の3月末の園児数(令和元年度は見込み)

所管：子育て支援課

【該当項目】

- <基本方針2>乳幼児保育と幼児教育の充実
- (2) 保育・教育サービスの充実 (P28)

(9) 一時預かり事業

② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

【量の見込みと確保方策】

単位：人（延べ）

	現状	提 供 可 能 量	実施時期				
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	26,597	26,597	26,597	26,597	26,597	26,597	26,597
②確保の内容			26,597	26,597	26,597	26,597	26,597
②－①			0	0	0	0	0

※ 回：年間の利用延べ人数

※ 現状：平成30年度の実績

※ 提供可能量：平成30年度の実績

【確保方策】

- 私立認定こども園及び幼稚園で実施

(参考) 第1期計画期間の実績

単位：人（延べ）

	実施時期				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
①量の見込み（当初）	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
②実績	-	15,120	24,799	26,597	26,597

所管：子育て支援課

【該当項目】

- <基本方針2> 乳幼児保育と幼児教育の充実
- (2) 保育・教育サービスの充実 (P28)

(10) 延長保育事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人（延べ）

	現状	提 供 可能量	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	134	848	150	150	150	150	150
②確保の内容			150	150	150	150	150
②－①			0	0	0	0	0

- ※ 回：年間の利用延べ人数
- ※ 現状：令和元年度の実績見込み
- ※ 提供可能量：延長保育実施園の定員数

【確保方策】

- 公立・私立保育園で実施

(参考) 第1期計画期間の実績

単位：人（延べ）

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①量の見込み（当初）	657	654	664	656	634
②実績	711	721	852	907	134

- ※ 各年度の利用実人数（令和元年度は見込み）
- ※ 令和元年度から標準保育（11時間）開始のため延長保育登録人数は減少

所管：子育て支援課

【該当項目】

- <基本方針2>乳幼児保育と幼児教育の充実
- (2) 保育・教育サービスの充実 (P28)

(11) 病児・病後児保育事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人（延べ）

	現状	提 供 可能量	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	580	700	587	556	525	494	472
②確保の内容			587	556	525	494	472
②－①			0	0	0	0	0

- ※ 回：年間の利用延べ人数
- ※ 現状：平成30年度の実績
- ※ 提供可能量：受入れ可能見込み数

【確保方策】

- 市内1施設、市外2施設で実施

(参考) 第1期計画期間の実績		単位：人（延べ）				
	実施時期					
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
①量の見込み（当初）	376	370	364	356	352	
②実績	0	108	328	580	580	

※ 各年度の利用実人数（令和元年度は見込み）

所管：子育て支援課

【該当項目】

- <基本方針2>乳幼児保育と幼児教育の充実
- (2) 保育・教育サービスの充実 (P28)

(12) 学童クラブ

【量の見込みと確保方策】

単位：人（延べ）

	現状	提 供 可能量	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	675	780	800	820	835	850	850
②確保の内容			800	820	835	850	850
②－①			0	0	0	0	0

※ 回：年間の利用延べ人数

※ 現状：平成31年4月1日現在の登録者数

※ 提供可能量：平成31年4月1日現在の定員

【確保方策】

- 学童クラブ15施設（24クラブ）で実施

（参考）第1期計画期間の実績

単位：人（延べ）

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①量の見込み（当初）	400	420	430	430	430
②実績	540	616	619	647	686

※ 各年度の3月末の登録者数（令和元年度は見込み）

所管：生涯学習課

【該当項目】

<基本方針3> 青少年健全育成と家庭教育の充実

(1) 子どもの安全安心な居場所確保 (P31)

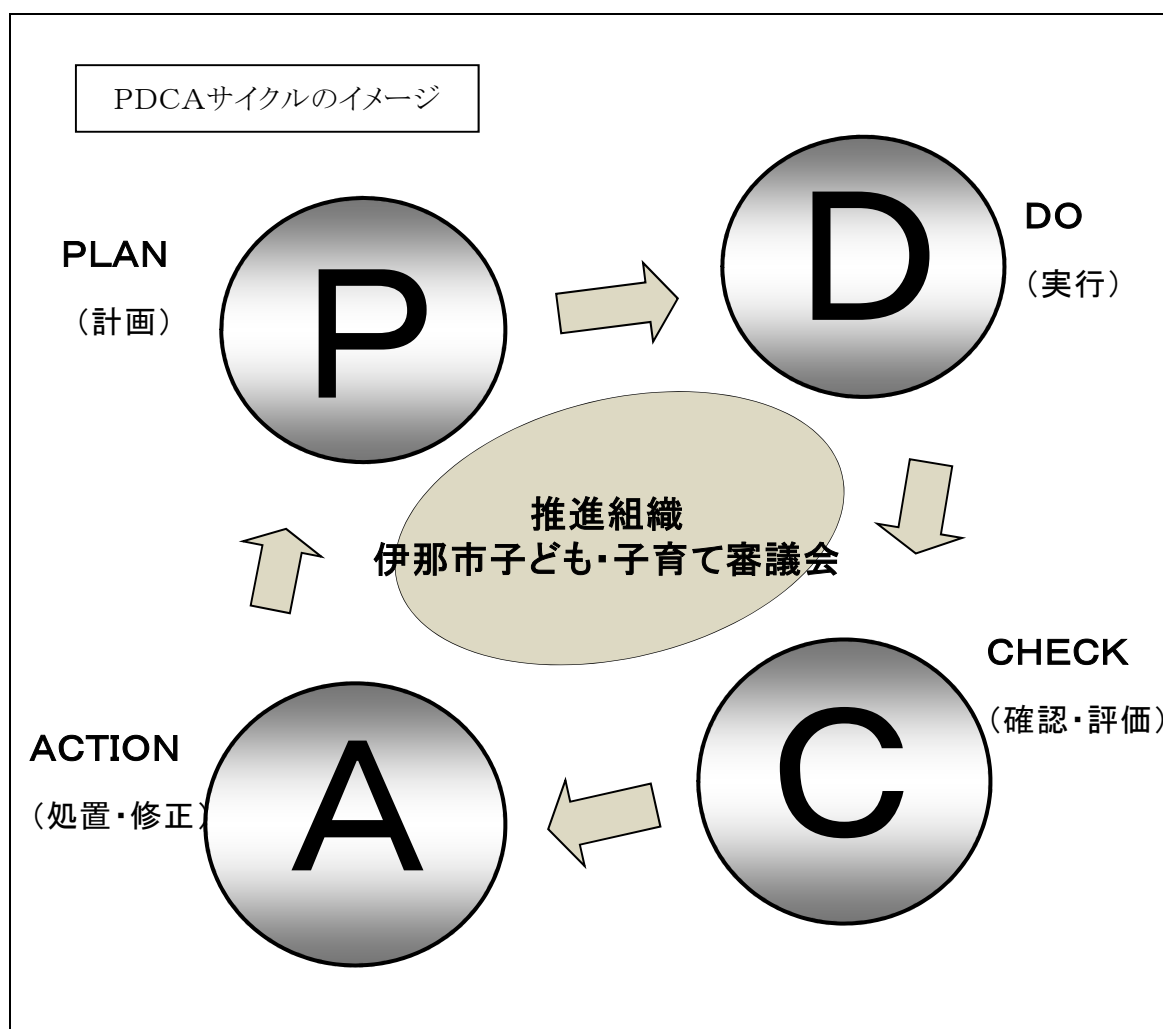
第4章 計画の推進

1 点検、評価(PDCA)

- 本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行う。
個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行い、その結果を公表します。
- 計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考える場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

2 推進体制

- 進行管理にあたっては、伊那市子ども・子育て会議会において意見を聞きます。



PDCA サイクル : Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認・評価)、Action(処置・修正)のプロセスを繰り返すことで、継続的に業務改善を行う手法。